

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和6年3月6日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから令和6年平泉町議会定例会3月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告5番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

通告5番、升沢博子でございます。

本日は、朝一番の一般質問ということで、緊張をしております。

今朝ほど、ラジオで、東日本大震災から13年経った。そして、3.11も近いわけなのですがけれども、被災された方々が、今まで国も県も支援をしてきたところですが、支援はまだ必要でしょうかというアンケートの中に、8割の方が何らかの支援をまだ求めているということで、13年を経過しても、なかなか、復興といいますか、元には戻っていないという、今回の能登沖地震もございましたけれども、そういった、時間のかかる、息の長い支援が求められているのだなとつくづく思ったところでございます。

それでは、さきに通告しておりました2つの点について質問をさせていただきます。

町長施政方針の次世代育成支援対策及び移住定住対策について、そして、2つ目が第3期教育大綱の策定について、それぞれ町長、教育長に質問いたします。

最初に、町長施政方針の次世代育成支援対策及び移住定住対策についてということですが、人

口減少対策は喫緊の課題であります。近年、当町が取り組んできた次世代技術者養成事業は一定の成果を上げていると了解しておりますが、今般、人材育成のための、PLOTという、長島製作所が開校しました教室について、当町も、企業との提携により、将来的に設置を目指すべきではないでしょうか。

2つ目としまして、若者の定住やUターン、Iターンの推進について、実施している移住支援事業の状況と課題について伺います。

3つ目、住まいが確保できないことが移住定住の妨げになっております。住宅支援事業の状況と課題について伺います。

大きい2つ目でございます。第3期教育大綱の策定について、令和6年度から新たな策定となります教育大綱の重点的な施策について伺います。特に、学校教育、家庭教育、社会教育、この3つについて伺います。

1つ目、近年、社会環境の様々な変化から、児童生徒を取り巻く環境も激変していると思われまます。学校教育の中では、自分で考え、生きる力を育む教育をうたっておりますが、情勢に合わせて見直しとなったところについて伺います。

2つ目、家庭教育の中では「子どもの暮らしと学びを育てる家庭教育力の向上」をうたっております。あふれる情報化社会での子ども、保護者への対応、また、コミュニティ・スクールの取り組みなどをどのように検討されているのか、されたのか伺います。

3つ目です。社会教育の中では「つどい・学び・つながる社会教育の充実」とうたっておりますが、開館3年目を迎える学習交流施設は、社会教育活動の拠点として2年間の事業運営の検証を踏まえて、これから目指すものについて伺います。

以上、私の質問といたします。よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

町長施政方針の次世代育成支援対策及び移住定住対策についてのご質問がありました。

初めに、次世代育成支援対策及び移住定住対策のうち、人材育成のためのPLOT教室を当町も将来的に設置を目指すべきではないかとのご質問についてですが、PLOTは、小学生から高校生までを対象としたプログラミング教室のほか、国語、数学、英語などの学習サポートを展開する複合型スクールとして株式会社長島製作所様が一関市内に設立し、令和6年2月から開校しております。

長島製作所様と連携して実施しております次世代技術者養成事業では、「デジタル人材の育成を地域の活性化につなげていく」という共通認識の下、スパルタキャンプの運営とともに、修了生の定着に向けた取り組みを進めておりますが、PLOTにつきましても、スパルタキャンプ修了生がその運営に携わる形で、町への移住につながっていることから、仕事面での重要な受皿となっております。

今後につきましては、地域おこし協力隊の山内隊員がPLOTの運営に携わっておりますので、来年度以降の地域おこし協力隊員としての活動の中で、そのノウハウを活用したデジタル教育を実施する予定としておりますので、引き続き長島製作所様と連携しながら、まずは既存の施設を活用したデジタル人材育成のための教育活動に取り組んでいきたいと考えております。

次に、移住支援事業の状況と課題についてですが、本町では、平成31年度から、県との協働による「いわて暮らし応援事業」として、東京圏から平泉町に移住した方が就業や起業等により定着に至った場合に移住支援金を交付する「移住支援金制度」に取り組んでおりますが、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している企業に就職することや、県から起業支援金の交付決定を受けていることなどの要件が厳しく、活用されていないのが現状でありました。

このことから、町では、制度をより活用しやすくし、移住につなげていくため、令和6年2月に要綱を一部改正し、平泉町ふるさと住民票カードを交付された方や、平泉お試し居住体験事業を利用した後に移住した方、平泉町空き家・空き地バンクを利用して移住する方など、関係人口要件を大幅に拡大し、実効性のある内容に拡充をしました。移住検討者の活用に向けて、積極的な周知に引き続き取り組んでまいります。

次に、住宅支援事業の状況と課題についてですが、移住・定住を促進するためには住まいの確保が大変重要であることから、町としても、町有地の宅地分譲を行い、完売するなど、その取り組みを進めてきたところではありますが、現状においては、民間の賃貸等も含めて、希望に添う住まいが町内で十分に確保できるという状況には至っていないものと認識しており、住まいの確保は課題として捉えております。

このことから、町では、令和5年度から、移住者等の住まいを確保するため、町営住宅を活用した「お試し居住体験事業」により住宅・生活支援を行うとともに、令和6年度から新たに「町営住宅活用促進事業」に取り組み、移住定住に必要な住まいを確保してまいりたいと考えております。

また、令和4年度からは、「平泉町若者・移住者空き家住まい支援事業」として、県外からの移住者及び39歳以下の若者世代が空き家を取得及び改修する際に補助金を交付する支援制度に取り組んでおりますので、空き家対策とも関連づけながら、引き続き住まいの確保に対する支援を行ってまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

升沢博子議員からのご質問にお答えします。

第3期教育大綱の策定についてのご質問がありました。

初めに、「自分で考え生きる力を育む教育」に関するご質問についてですが、教育大綱の学校教育の分野において今回の改定で見直した点は、主に、重点施策に「個に応じた教育の推進」を加え、重点施策を3項目から4項目に変更したことです。

「個に応じた教育の推進」とは、第1に、学習面において一人一人の学びを保障し、個の力や個性を伸ばすこと、第2に、生活行動面において、不登校やいじめ問題など、子どもたちが抱える悩みや困難さに寄り添い、きめ細やかな支援をすること、第3に、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことと考えます。

学習面においては、一人一人の考え方の違いや、子どもたちそれぞれの学習の進度に寄り添い、特にICT等を活用し、個々の興味や関心に応じた学習を進めたり、教室での授業を受けられない子どもたちのために授業動画を配信をしたりするなど、多様な学び方ができる環境の整備を推進します。

生活行動面においては、不登校など、子どもたちが抱える悩みや困難さが多様化している中で、適応支援教室「カラフル」等を活用したきめ細やかな支援の充実を図ってまいります。

次に、「家庭教育力の向上」に関するご質問についてですが、当町におきましては、家庭教育学級の開催やコミュニティ・スクールの活用等により、家庭教育支援体制の充実に取り組んでまいりました。

第3期教育大綱におきましては、既存の取り組みを活かし、「保護者に対し必要な学習機会などを提供する家庭教育の支援」、「学びを通じた保護者同士の仲間づくりの機会の提供」、「学校・家庭・地域の連携した活動の促進」の観点から、内容の精選とさらなる充実を図ることにより、家庭教育力の向上につながる取り組みの展開を検討してまいりました。

中でも、「溢れる情報化社会での子ども、保護者への対応」につきましては、「情報メディアとの上手な付き合い方」に関する取り組みを継続し、講演会の開催等、保護者に対する学習機会の充実を図りながら、家庭での情報メディア利用に関するルールづくりの定着を目指すとともに、情報メディアから離れる時間を確保するため、社会教育を中心とした様々な体験学習機会の充実を図っていきたいと考えております。

また、「コミュニティ・スクールの取り組み」につきましては、学校や子どもたちへの支援活動等を通じて、保護者に対し他の家庭や地域、団体等とつながる機会を提供することにより、相互理解を深めながら、地域と家庭が連携する体制を整備し、家庭教育力の向上を図っていきたいと考えております。

次に、「社会教育活動の拠点としての学習交流施設の事業運営」に関するご質問についてですが、学習交流施設エピカにつきましては、令和4年7月に開館し、運営期間は1年7か月を経過しました。

これまで実施したアンケート調査や事業実績などを分析しますと、エピカは町民の利用率や満足度が高く、多様な学習や交流の場として機能しております。また、図書館の利用者数や貸出冊数は開館前の約1.6倍に増加し、町民の読書活動の推進にも寄与しており、多目的ホールや研修室などの施設利用や、町民講座、青少年教育講座、指定管理者による独自イベントなどへの参加も多く、町民の学びや交流のニーズに応じております。

町としては、今後、指定管理者がこれまで積み重ねてきた事業運営に係る経験と実績を生かしながら、新たに見えてきた課題に対応できるような事業を展開してまいります。具体的には、子

どもから高齢者まで幅広い世代や層が参加できる学習や交流の場を創出し、互いに持っている能力や知識・技能などの交流と継承につなげます。また、町の魅力を再認識・再発見できるような事業を企画、展開し、郷土への愛着や誇りを醸成する機会を提供します。さらには、町民一人一人が主体となって事業を企画したり運営したりすることができる場をつくることで、町民参加型のまちづくりに寄与します。以上の取り組みを実践することで、学びと交流の拠点であるエピカがより多くの方に活用されるよう目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、何点か再質問させていただきます。

PLOT開校の理念につきまして、長島製作所の新宮社長から伺ったわけなのですけれども、自主性、自己肯定感を育むウェルビーイングを目的で開校いたしますと。長島製作所を自分が受け継いだときから、人材育成を目指していたというふうにおっしゃっていらっしゃいました。当初、平泉での開校を目指しましたが、叶わなかったということですが、高等教育機関のない当町において、ぜひ誘致を目指すべきではないでしょうかということ、今回質問させていただきました。叶わなかった理由、どういったことで叶わなかったのかお答えいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

PLOTにつきましては、今、議員からお話がありましたとおり、当初、平泉町内に設置を目指していたことは伺っております。ただ、その後の、どういうことがあってか叶わなかったのかにつきましては、一つの企業の活動の中でのことでございますので、答弁のほうは控えさせていただきますと思います。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今現在、東京一極集中ということは先日の新聞紙上でも言われておりまして、コロナが落ち着いた時点において、また転出、岩手県から東京のほうに若い人たちが移動している。そういうところがまた復活し始めたということなのかもしれませんが、岩手県については、特にも女性の転出が著しく、それが少子化につながっているのではないかと。

今般、岩手県が、女性のITスキルの習得を後押しするということで、24年度予算の中でそういったスキルを磨かせるような取り組みを始めるということを見たわけですが、そこで、当町において、今までも、スパルタキャンプの中で女性も頑張っていますよということは聞いていたのですが、特にも、当町において女性対象の講座を開催してはいかがかということをお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

スパルタキャンプの参加について、特に女性、男性ということではなく募集をさせていただいておりますので、引き続き、町民の皆さんにもそういった募集、そして周知については図ってまいります。それと併せまして、先ほど町長の答弁の中でも触れましたが、今後、地域おこし協力隊の山内隊員がPLOTに大きく関わっておりますので、そういったノウハウ、あるいはカリキュラムを平泉用に今、作成し直しているというふうな状況、準備をしているというところもございまして、子どもたちのみならず、例えば女性、あるいは若者、こういった方々を対象にした講座ができるのかというものについては今後検討しながら、平泉町内でも開催をしていく方向に持っていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

県が今後募集するというので、ひとり親家庭の女性たちを支援するという形で、職業に活せるようにということでの今回の取り組みだと思うのですが、そういったところで、当町のそういった応募する女性たちを後押しする、知らせることももちろんですが、経済的な支援とかそういうところも考えたほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

昨日の一般質問の中でも人口減少のお話があった中で、やはり女性の流出が多いというお話、今もございましたけれども、そういった意味においては、非常に効果の上がるような事業ではないかというふうに、そういった目的としては思いますので、そういった視点も持った形で、どのようなことができるか検討してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

人材育成と住まいの確保は絶対要件となるわけですが、スパルタキャンプの修了生に住まいの提供ができていないという現状があるやに思いますけれども、住宅政策に本腰を入れるべきではないかというふうに思っているところであります。

答弁の中にありましたが、移住支援事業ということにつきましては県との協働ということで、実績を見ますと、実績が上がっていないということで、今答弁をいただいたように、要件を緩和してということはずい進めさせていただきたいと思います。

空き家バンク事業について取り組みですが、昨年、産業建設常任委員会の中で、町民とのワークショップの中でも、町民からの意見として、相談する窓口があればいいのではないかと、欲し

いという声も随分上がったようです。そして、昨日、同僚議員もその相談窓口について質問いたしましたけれども、県のほうにというような、そういったご紹介で終わっているような気がするのですが、空き家バンクの事業の評価につきましては、令和4年、令和5年とも登録、成約がないというふうに伺っております。やはりバンクにたどり着くまでの、空き家・空き地バンクの登録以前のところが喫緊の課題ではないのかなと思うのですが、このことについてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

空き家バンクにつきましては、今お話にもありましたとおり、まずは登録を増やしてということとは当然そのとおりでございまして、ここ2年ほど、固定資産税の納入通知の際に空き家バンクの周知チラシを同封をさせていただいております。それで、相談件数、登録件数、増えまして、今年度はほぼ倍ぐらいに増えました。

成約がないということでしたが、成約ありまして、登録をすれば即引き合いがあつて、もう残り1件しか今ないという状況です。契約は1件、契約準備中が3件となっておりますので、このとおり、空き家については非常に需要が多いということが分かってまいりました。令和6年度は地域おこし協力隊1名をこれに専属で充てるということにしておりまして、その活動の中で、今お話のありました相談窓口を担っていただいて、場合によっては県のその相談窓口につなぐというときもあります。あとは、町で行政書士会の方と連携協定を締結をいたしましたので、町内に在住の方もいらっしゃるということで、そこでの連携を図って、先日も打合せをさせていただきましたが、恐らくはその相続の問題とか、非常に多い問題だと。あとは荷物の問題とかもありますが、それらを1つのワンストップの窓口で、場合によっては県につなぐ場合もありますが、しっかりとした相談体制をもって、そして、どこが課題になっていて、それをクリアすれば登録につながるというところが非常に多いというのも分かっておりますので、ぜひ令和6年度は登録の増に向けてそういった取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

この件について最後なのですが、長島製作所の新宮社長とも、そういったことで、ここ数年、平泉町といろいろな事業を、協働で進めてきた中で、非常に平泉町の職員は優秀な職員がいらっしゃると。若いそういった職員をぜひ育てていただきたいというお話をされておりました。そこで、若い職員にチャンス、機会を与えるということで、これもどうかということもあるのですが、決裁権のある町長直轄の職員の、若い職員のチームをつくられたらどうでしょうかという話もされました、本当に職員のことをすばらしいと、そういうふうに言っていただくのは本当にありがたいことだなと思ったわけなのですが、このことについてどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今のご質問について、今回のご質問に関わっての分野のみでの答弁といたしますけれども、特に人口減少、あるいは若者の定住、そして移住というところについては、当課だけでは、当然、解決できる問題ではありません。今までもお話のありましたとおり、町営住宅を活用する問題であったりとか、様々、他の部署にも関連してまいりますので、場合によってはそのプロジェクトチームみたいなのを立ち上げ、あるいは、少子・定住化対策の委員会もごございますので、横断的な取り組みとして、特にその場において若い職員の発想だったり、先日、県でも、知事に提案するような、若いチームでというふうなこともやっておりましたので、そうした取り組みも、既存のチーム等も活用しながら、いろいろなアイデアを募りながら進めていきたいなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

いろいろな取り組みに期待をさせていただきたいと思います。

大きい2番目の質問になりますけれども、今回、第3次教育大綱ということで、令和5年度に作業部会を立ち上げ、教育委員の皆さんが検討されて、新たな教育大綱が示されたわけなのです。学校教育の中で特にもということで盛り込まれたことが、「個に応じた教育の推進」ということが出されております。それは、今までなかなか対処ができていなかったのかなとも思うのですが、不登校の問題だったりそういったところで、多様な学びということが必要なのかなというふうに思ったところなんです。そこで、令和5年からカラフル教室という適応支援教室を設置されて、取り組みを進めてきたわけなのですけれども、1年を経過して、次年度へ向けて、取り組みの課題とかそういったところはどのようなふうに捉えているか伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

適応支援教室カラフルについてのご質問でございました。

適応支援教室については、今年度始めた教室で、学校に行けない、あるいは集団になじめなくて悩んでいる子どもたちの復帰というか、学校に戻るための一つの施設として開設したものでございます。

1年を経過することで、かなり学校にも保護者の方にもこの適応支援施設についての情報は広がっていったものというふうに考えおります。カラフル、カラフルという言葉が随分、学校のほうからも聞こえてくるようになりました。それから、保護者の方からも聞こえてくるようになりました。

昨日のご質問にもありましたが、カラフルというのは、部屋を用意するだけで終わりではなくて、機能的な部分も兼ね備えております。機能的な部分というのは教育相談機能ですね。その教育相談機能を充実させることで、保護者との面談だったり子どもとの面談、あるいは、学校と保

護者をつなぐ役割であったり、様々なその機能を有しております。その機能で、この機能を来年度はさらに充実させていきたいなというふうに思っております。例えば関わっている職員も、時間数を少し増やしたいなというふうに考えおりますし、増やすことによって、その教室に通ってくる子どもの時間帯の自由度を上げたいなというふうに考えております。それから、その増えた時間によって、保護者と面談をする時間を増やしたり、あるいは、学校を回って、教員等の、学校との面談を増やしたり、相談を聞いたりというような機能もまたさらに拡大していきたいなというふうに考えおります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

最近、多様な学びの場をとということで、岩手県の中でもいろいろなフリースクールという形のものができる、できつつあるというのを聞いております。この春に花泉のほうに開校するフリースクールもあるやに聞いておりますし、そこの中で、一関市の教育委員会との様々な懇談の中で、出席要件というのも入るといふふうに、そうすれば、やはり選択肢としてそういうところも選べるという、親御さんたちの安心感もあるのかなというふうに思っているところです。

多分、平泉町も将来的にそういうところの選択肢も、全国的に見ても、出てくるのではないかなというふうに思うのですが、もちろんカラフル教室の中で最善に、町のほうでもそういうところをかなり取り組んでいるわけですが、そういった選択肢もあるということについてはどのようにお考えか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

来年度、新たに一関市内に造られるフリースクールについては承知しておりますし、平泉にも情報は入ってきております。多分、保護者の方にも情報が入ってきていると思いますので、最終的には、市内に居住している子どもたちしか受け入れないということではなくて、恐らく県内各地から、通える範囲で受け入れているものと考えますので、平泉町に在籍する児童、保護者が希望するというのも多分あるかもしれません、可能性としては。

うちのカラフルですけれども、カラフルは、あくまでも教育委員会が主体的に運営しているというか、教育委員会の機関ですので、その中で、カラフルで過ごした時間というのはもちろん出席の中に入りますし、学習指導要領に沿った内容で子どもたちの学びを保障する機関でございますので、カラフルをまず使っていただく。カラフルから始めていただくというような流れをつくっていただければなというふうに思います。もちろん無料でございます。

もしそういう困っている子どもさんがいて、保護者がいて、学校には行けないけれども、カラフルにだけはというような子どもがいれば引き受けて、これを発展させていきたいと思っておりますし、この狙いは、最終的には学校に戻してあげるといふことを考えておる機関でございます。フリー

スクールは、そこで恐らく完結する場合もあるのではないかなと思いますが、カラフルは、いずれカラフルで生活する中で力をつけて、学校に戻していくという最終的な狙いがありますので、そこが大きく違うのかなというふうな感じがいたします。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

カラフルを担当してくださっている方も本当に丁寧に子どもたちと接していただいて、そういう教室があるのだということをお知らせしていくということ、選択肢としてこんな形もあるのですよということ私たち自身もやっぱり広めていく必要もあるのかなというふう感じたところですので、来年度もぜひそういった、町民も含めて努力をしていければなというふうに思っております。

次に、情報メディアとの上手な付き合い方ということで、家庭教育の中で、コミュニティ・スクールももちろんなのですが、今、子どもたちの環境の中で、スマートフォン、あるいはタブレットを、ほとんどの生徒がもしかしたら持っているのではないかなというところもあります。

先日、子育て支援の講演会がありまして、昔であれば、50年前は、子育ての中で子どもにおっぱいをあげているとき、その子どもの目と親の目とで、お互い、その親の愛情はそこでもう伝わっているのだと。最近はどう、よくない言い方かもしれませんが、子どもの目を見ないでスマホを見ているという、そこが全くの違った形になってきているのではないかなと。その積み重ねがいろんなところにつながっているのではないかなというふうに思います。便利なツールではあるのですが、そこをやはり今きちっと、答弁の中にもありましたけれども、教育長にも本当に、聞かせたい親がなかなか来てくれないというあれもあるのですが、繰り返しお願いしたいと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

おっしゃるとおりであると私も考えております。子どもと目を見て話すことよりも、スマホを見ているという状況だというご指摘がありました。もう一つは、誰にも相談できずに悩んでいる保護者の方はやはり多いと思われ。その保護者の方の中には、誰にも相談できないゆえにスマホで調べるとか、スマホで友達をつくって、スマホの中で相談していくというような使い方をしている方もいるのではないかなというふうに推察されます。

いずれ、悩みを聞いてあげるといのはとても大切なことですので、その悩みを、スマートフォンだけではなくて生身の人間が、周りの人たちが聞いてあげるといような町でありたいなというふうに思っております。例えばコミュニティ・スクールを中心に、まず学校に来ていただく。学校に来ていただくと、その来ていただいた方同士のコミュニティーもできるのではないかとい

うふうにも考えますし、それから、いろんな講演会もあります。来てくれる方はみんな同じだというお話がありますが、これも、やはり何回も何回も働きかけるといことでしか改善はされな  
いと思いますので、これも諦めずに、いろんな働きかけをしていきたいなというふう  
に考えお  
ります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

本当に、そういうふうに言っていただくと、みんなで考えるということをやっぱりやめ  
ないで、諦めないでというふう  
に思っております。

それでは、今回の教育大綱につきましては、様々な検討を重ねて、それぞれのところ  
で出来上  
がった。そして、新年度から町民のほうにも示されていくと思  
います。先日の総合教育会議の中  
で、本当に分かりやすい、こういった形  
のものが分かりやすく出てきたわけな  
のですが、これは、各町民にも  
もちろん目の触れるような形を取  
っていただくと思  
うのですけれども、各地域、子ども  
さんのいる家庭だけではなく、各  
地域の公民館とかそういったところ  
で、一つのパネルとして目立  
つ形でやはり示していただくとい  
うようなことも必要かと思  
いますが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

教育大綱、第3期という  
ような形で、来年度から取  
り組んでいくわけな  
のですが、それにつ  
きま  
して、周知方法という  
ようなことですが、現  
在、ホームページ上  
では公表しているとい  
うよ  
うな状況でござ  
いますし、これから  
コミュニティ・ス  
クール通信という  
ものを発行する予  
定で、それは各  
家庭に配布され  
る予定となっ  
ておりますので、そ  
ちらのほうにも記  
載したいと思  
います。総合教育  
会議等の中  
でも、やはり各  
地区の公民館等  
にそういう概  
要、大綱の概  
要図を貼  
って  
みては  
いかがか  
というよ  
うなご  
意見も  
ござ  
いま  
した  
ので、そ  
ちら  
のほう  
に  
関  
し  
ま  
し  
て  
は、今  
後、教  
育委  
員会  
のほう  
で、ど  
のよ  
うな  
サイ  
ズで  
と  
か  
い  
う  
の  
も  
あ  
り  
ま  
す  
の  
で、そ  
れ  
ら  
を  
今  
後  
検  
討  
し  
な  
が  
ら、各  
公  
民  
館  
に  
配  
布  
で  
き  
る  
よ  
う  
な  
形  
で  
検  
討  
し  
て  
ま  
い  
り  
た  
い  
と  
考  
え  
て  
お  
り  
ま  
す。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

ぜひ新年度から町民全体の教育大綱という形にしてい  
ただければいいな  
というふう  
に思  
って  
お  
り  
ま  
す。

それでは、これをも  
ちまして私の質  
問を  
終わ  
ら  
せ  
て  
い  
た  
だ  
き  
ま  
す。

議 長（高橋拓生君）

これで、升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時45分

再開 午前10時54分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告6番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

通告番号6番の氷室です。

季節を先取りいたしまして花粉症になってしまいまして、何分聞き取りにくいところもあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思ひます。

今回の一般質問は、農業の抱える諸課題についてと、成人のひきこもりについての2題であります。

1つ目の、農業の抱える諸課題について、1点目。

平泉町鳥獣被害防止計画と「今後の取り組み方針について」におけるICT機器を活用した捕獲、防護柵設置の推進、有害鳥獣捕獲等従事者の負担軽減、地域農家による鳥獣被害対策団体の組織化について具体的な内容と進捗を伺ひます。

2点目は、既存の小規模農家を守るための当町の現在の取り組みとその実効性、今後の対応について伺ひます。

3点目は、担い手不足問題についての今後の対応を伺ひます。

2つ目の成人のひきこもりについては、1点目、一般的なひきこもりの定義と当町における現状についてを伺ひます。

2点目は、町が取り組んでいる支援策とその実効性について伺ひます。

よろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

農業の抱える諸課題についてのご質問がありました。

初めに、平泉町鳥獣被害防止計画と「今後の取り組み方針について」に関するご質問についてであります。ICT機器を活用した捕獲機材として、令和4年度から「長距離無線式捕獲パトロールシステム」を導入しております。

これは、捕獲従事者が設置したワナが作動した場合、携帯電話に通知が届き、GPS上で捕獲位置が確認できるものであり、狩猟従事者の捕獲・見回り作業の負担軽減に好評だったことから、

今年度も子機を10台増大したところであります。

集落で整備を行う広域侵入防止柵は、国庫補助事業である鳥獣被害防止総合支援事業交付金を活用し、令和元年度から令和4年度にかけて戸河内地区で圃場延長約31キロメートルを整備、今年度の下達谷地区で約11キロメートルを整備し、既に本格稼働している戸河内地区では、水稻の被害が減少するなど大きな効果を上げております。

また、個人で侵入防止柵の設置を希望する場合には、資材費の2分の1の補助を町単独事業として実施しており、現在まで50軒の農家に活用いただいております。

有害鳥獣の捕獲等従事者の負担については、ワナの見回りや捕獲鳥獣の処理といった捕獲活動には大きな労力と時間が必要であり、また、猟銃・ワナの購入、狩猟関係資格の取得・更新などの金銭的な負担も決して少なくないということは、町としても把握しているところであります。

そのため、先ほどのICT機器を活用した捕獲機材の導入と併せ、捕獲した個体ごとの「捕獲成功報酬」と捕獲鳥獣の処理に従事した場合の「従事報酬」をそれぞれ支払っているほか、ワナの無償供与、猟銃の購入及び狩猟資格の取得・更新に係る補助を実施し、捕獲等従事者の負担を可能な限り軽減できるよう今後も事業を継続してまいります。

鳥獣被害対策団体の組織化についてですが、広域侵入防止柵を導入した下達谷地区では、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策を目的に、「平泉町5区鳥獣被害対策協議会」を今年度に組織をいたしました。

鳥獣被害対策には、「捕獲」と侵入防止柵などの「防除」に合わせて鳥獣を寄せつけないための「地域による環境整備」が大きな効力を発揮します。今後も幅広い鳥獣被害対策の支援活動を通して地域全体で対策を行っていくための施策を取り組んでまいりたいと考えております。

次に、既存の小規模農家を守るための現在の取り組みと今後の対応策についてですが、2020年の農林業センサスによりますと、当町の農家数は5年前から15%減少の819戸、農業従事者数は5年前から22%減少の1,609人と技能が進んでいる状況にあります。それから3年経過しておりますので、さらに減少が進んでいると考えられます。

離農の理由といたしましては、高齢化が原因の多くを占めていると考えておりますが、中には経営困難により農機具の更新時に離農した方もおられると思われれます。

そのため、離農抑制対策として今年度より営農継続農業機械支援事業により支援を行っているところでございます。現在のところ28件に対し支援を行い、予算もほぼ残っていない状況であります。

このことから、営農継続推進に有効な事業であると考えておりますので、今後も当分の間事業を継続し、支援を行ってまいりたいと考えております。また、畦畔の除去や暗渠整備などの簡易的な耕作条件改善のための小規模基盤整備事業につきましても事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、担い手不足問題の対応についてですが、農業を取り巻く環境は、先ほども申し上げましたが、農家戸数の減少や農業従事者の減少、そして、担い手不足など多くの問題を抱えております。また、農業従事者の約50%は65歳以上であり、担い手不足により耕作放棄地発生最大の要因

となっております。農業での後継者問題に対し、国、県そして町において、その対策に取り組んでおりますが、なかなか成果が表れない状況であります。

現在、令和6年度末までに作成が義務づけられている「地域計画」について、作成に向けて各地域において座談会を行っております。将来的に誰がどのように農地を管理していくのか、また、担い手候補者の発掘など話し合われております。今後、地域や担い手の意見を集約した地域計画を策定し、策定後においても実効性のある計画とするため、地域や担い手関係者との懇談を継続し、課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、成人のひきこもりについてのご質問がありました。

初めに、一般的なひきこもりの定義と当町における現状についてですが、厚生労働省では、ひきこもりの定義として、様々な要因の結果として義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊などの社会参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念とされております。

ひきこもりの現状を把握することは困難ではありますが、令和4年に内閣府が行ったこども・若者の意識と生活に関する調査によると、自分の趣味等に関する用事するときだけ外出する人を含めた広い意味でのひきこもりの割合は、15歳から39歳までの若者の2.05%で約62万人、当町の人口に当てはめると約25人、40歳から64歳までは2.02%で約84万人、当町の人口に当てはめると約43人と推定されます。

次に、町が取り組んでいる支援策についてですが、保健センターでは、公認心理士による「こころの健康相談会」を年6回開催し、ひきこもりを含めた相談を受けております。身近な場所で相談できる体制を構築しております。また、相談窓口一覧表の全戸配布や、講演会のほか各種健康教室等で住民に配付し、周知を図りながら随時の相談にも対応しているところであり、個別に支援が必要な場合には関係機関と連携し対応しているところでもあります。

ひきこもり当事者や家族等の居場所づくりとして、一関保健所管内では、フリースペースひだまりを開催しており、広報等を通じて引き続き情報提供を行ってまいります。

今後におきましても、相談窓口の周知を図りながら関係機関との連携を密にし、ひきこもり当事者とその家族に寄り添いながら適時適切に相談、対応してまいります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

それでは、若干順番が前後するかもしれませんが、何点か答弁に即して伺っていきます。

まず、鳥獣被害対策を目的として、平泉町5区鳥獣被害対策協議会が組織されたとありましたが、その組織の具体的な活動内容と構成、人数や年齢層など、そして、組織の今後の継続可能性について伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

平泉町5区鳥獣被害対策協議会の構成ですけれども、電気柵を設置した農地の受益者27戸というふうに聞いております。年齢構成までは確認はしておりません。活動内容ですけれども、電気柵の管理と周辺の草刈りというふうになっております。それから、10年後の継続可能かどうかというところですが、その電気柵の耐用年数が8年というふうになっております。国の補助の対象要件としまして、耐用年数の期間は継続することというふうになっておりますので、8年間は継続されるというふうなところになります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

年齢のところが多かろうと答弁いただきましたけれども、私の知っている範囲ですとどちらかというが高年齢の方が多いというふうに聞いておまして、そうすると、そういった年齢層の高い方ですと緩衝帯の設置だったり放任果樹の伐採等そういったことはなかなか難しくなって継続可能性というか組織が果たして今後やっていけるかということを考えてなかなか難しいと思います。そもそも対策協議会を設置せずともやれるものでしたらやっていたと思いますけれども、当局の見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

年齢構成のほうまでは把握しておりませんでしたけれども、いずれこの柵を設置する際の条件として、耐用年数の期間は継続していただくというふうなことを了解の上で設置をしているというふうに把握しております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

農家数が5年前から15%減りまして、農業従事者も同じく5年前から22%減少しているというふうな現実問題がありまして、離農抑制として営農継続農業機械支援事業といったものがあり支援を行い、実際に有効であるというふうな認識があるようですが、結局のところ幾ら補助事業を行ったところで、農業担い手だけではなく、今、人口が本当に減り続けているという現実があります。そこで、この農業担い手候補者の発掘というのが答弁にありましたが、具体的にどのように担い手を見つけていくのでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

国のほうで決めました地域計画の策定、地域計画というのがございます。その策定に向けて

現在、令和4年度、令和5年度で各集落において地域の課題や将来についての話し合いを重ねているところがございます。

その集落での話し合いの中で、新たに担い手の候補者になりそうな人材の洗い出しや困難な場合においてはほかの地区からの担い手の呼び込みなどについて議論をされております。

今後、地域のニーズによった担い手の確立に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

また、県や一関市と連携して行っております新規就農事業「マイナビ就農フェスタ」というものですけれども、そちらの取り組みを通じて町外からの人材発掘を継続していきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

もちろんその新規の確保ができれば、それは理想的でありますけれども、なかなか既存農家を守っていくというのが非常に難しいのではないかなと思っております。

そもそも新規を確保できるということは、既存が守れているということに直結すると思っておりますけれども、まず、既存農家の維持、その辺に關してもう少し踏み込んだ考えがありましたら伺いたいと思っております。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

人材確保、担い手確保の既存に対するというところでもよろしいでしょうか。

現在、どのように発掘していくかということになるかとは思いますが、その話し合いの中で、各地域でこういう方々はもしかしてできるのではないかと候補の方々を挙げていただいております。

その方々につきまして、今後、聞き取り調査をして行っていきたいというふうに思っておりますし、また、昨年12月に意向調査を行いまして、その意向調査の中で、今後規模を拡大していきたいという方々も何名かおりますので、そういう方々とも話を進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

分かりました。

次に、一町歩以下の小規模農家に関しまして、仮に補助があったとしても、後継者問題や収益性の問題から補助を受けてまで農業の継続に二の足を踏んでしまうという現実があるということが、先月、自分の農地の未来を考える座談会で、そういった意見が出ていたと記憶しておりますが、その現実を当局がどう捉えて、また、そこをどう改善していくのかももう少し具体的に伺

いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

町内に農地を保有する農家は、ほとんどが兼業農家で小規模経営している状況でございます。

今後につきましては、営農継続をしていただくとともに、農地の集約化などにより担い手が安定して経営できる農業規模の確保や小規模でも収穫性の高い作物の栽培をして農業が行われるよう、環境構築できるよう支援を行ってまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

関連しまして、耕作放棄地は、今後担い手がいないと恐らく増えてくるのではないかと思います。

令和4年の12月、私の一般質問で耕作放棄地のところはヤーコンを栽培していくという答弁いただいた記憶がありますけれども、昨日の同僚議員の一般質問のところで、ヤーコンも順調と言えないような状況であるという話がありました。

そうすると、今後耕作放棄地が増えまして、不法投棄や鳥獣被害の温床になるのではないかと思います。そしてそれは、既存農家への影響は火を見るよりも明らかになると思います。こういった課題に特效薬というのではないかとは思いますが、耕作放棄地への対応も含め今後どういった解決策を見いだしていきたいと考えているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

現在の町内の遊休農地ですけれども、8.3ヘクタールほどございます。

そちらにつきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールで減少していくように今後も取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますし、また、先ほども申し上げました地域計画の策定の話合いで、それを契機にして担い手の発掘、それから、育成や地域の課題を一つ一つ解決するために関係機関を交えて話合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

次に、当町の成人のひきこもりに関しまして、当町の人口に当てはめると合計で68人ほどになるというふうな答弁がありました。その支援策について答弁をいただきまして、そういった方々の居場所づくりというのは大変理解はできましたが、ただ、具体的な社会復帰への道筋、支援、働くきっかけづくりのような支援、そういったものはないのでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

成人のひきこもりについてですけれども、当町の人口に当てはめてみた際の人数につきましては、あくまでも令和4年に内閣府が行いました「こども・若者の意識と生活に関する調査」から割り出された割合を当町の人口に当てはめて推計したものというふうにご理解をいただきたいと思っております。必ずしも実態と違うところもあろうかというふうに思います。

また、ひきこもり当事者への支援につきましては、様々な相談窓口などの開設をしながら受けておるところであります。また、居場所に関しましても、一関保健所管内で行っておりますが、ひきこもりの方々への就労などへの支援につきましては、きっかけというところが見いだせないままひきこもりの期間が長くなっている方もいらっしゃいます。

そういう中で、ご家族様の状況の変化だったり、高齢家族の相談などをきっかけにして、そこにひきこもりの方がおるということで、家族全体を含めた形での支援をさせていただいているところでもあります。

そういう中で、就労に結びつくというところまでは行ったケースは経験していないのですけれども、例えば医療につながったとか、障害の福祉サービスのほうにつなげていったというような事例がございましたので、そういうところでは個別に支援をしながらその方に合った支援方法を現在は展開をしているというところでもあります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

就労支援と言っても、最近ですと無理に働かせるのかなると人権の問題だったりそういった問題が多々あると思っておりますけれども。

隣の秋田県の藤里町というところで、何年前ですけれども、働く世代のひきこもりの力を地域の力へという取り組みがありました。成人しているひきこもりの方々が、買物支援や農業の担い手として人生のリスタートを図るという取り組みです。もちろん平泉町とは事情が違う点多々あるかもしれませんが、先ほど質問しました鳥獣被害対策、農業の振興へ向けたそういった取り組みにこういった方々の力を借りるというのも一つの方策として考えられるのではないのでしょうか。見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

そういった人材がいるというところにつきましては、地域計画の話合いの中でそういった方がいるのであれば候補者として地域で推薦とか出していただいて、その方の了承を得てという形になるかと思っておりますけれども、そういう方が就労していただくのであれば、そういった方面に進めていければというふう考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

最後になりますが、昨日、同僚議員からノアの箱舟の話が出たと思います。ノアは大洪水に備えまして箱舟をつくったわけですが、問題ができる前に備えをつくるというのは非常に大事なことであります。ただ、ノアは箱舟をつくるのに諸説ありますが、120年かかったと言われております。当町の農業は120年も猶予ありません。本当にここ数年が勝負、土俵際であると思っております。

昨日、町長の施政方針演述にもあったように、当町では、産業としての農業を維持していくのが課題であると挙げられていました。従事者の減少や農耕放棄地の増加、農業を取り巻く諸課題というのは多々あります。

町長の今後の農業への意気込みというか特に既存農家への助成、補助、そういったところへの意気込みを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

施政方針の中でも、ただいま置かれている農業の状況というのは、大変厳しい状況にあるという中で、先ほど農林振興課長も答弁いたしましたとおり、新たな地域計画を、今、作成中であります。昨年には意向調査等々も行っております。そして、ひきこもりでおられる方々もそういった地域計画の中に、後継者として取り込んだらどうだというただいまの質問の中にもありましたが、その中でもやはりひきこもりの方々も農業に従事していただく、そういうことも地域内でしっかりとやはり連携取りながらお話の中に参画していただきながら、全体で取り組んでいかななくてはならない部分であります。

それも地域計画ですから、町全体というよりもその地域地域によつての取り組みの状況があるというふうに思います。

何が一番肝腎かという、その地域の方々が今、農業をさらに増やしてやっていこうという面的にも規模もやっていこうという地域もありますし、どんどん後継者が縮小されている地域もあります。また新たにハウスのほうやろうという新たな志を持って取り組んでいただいているそういう若い世代の方々も地域にあっては、今、動いている地域もあります。

そういった部分も、町としての総合的な部分と地域地域でのそういった計画を今後しっかり対応していただきながら、町としてどの部分をどのように支援して行けること、それを持続的に、そして、持続可能な地域をそれを推進して行くためにも、まさしく喫緊の課題だというような認識であります。自分も農業者としての一翼を担っている部分でもありますので人ごとでもありませんし、また、町のトップとしてもその辺はしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく議会の皆様方にも特段のお力添えとご支援を賜りたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

以上で一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

引き続き、通告 7 番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

通告 7 番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

2 つの項目、5 点について質問をいたします。

1 つは、青木幸保町長の施政方針演述と新年度予算案について伺います。

その 1 点目は、移住・定住の推進についてです。

施政方針演述では、「子育て世代の定住と移住に向けた支援に取り組む」としています。

住宅建設などに係る発掘調査で工期が長くなったり、建設費がかさむなどの理由で町外に移住することが懸念されています。認識と対応策について伺います。

2 点目は、保健・医療の充実についてです。

保険事業の重点項目として、「がんと循環器と定める」としています。岩手県は脳卒中死亡率が全国ワースト 1 位とされています。「脳ドック」への支援の考えはないか伺います。

3 点目は、安心・安全のまちづくりについてです。

町内でも外国人居住者が増えています。災害時の外国人への情報伝達や支援はどのようになっているのか伺います。

次に、吉野新平教育長の教育行政方針演述について伺います。

第 5 章の文化遺産の継承と芸術文化の振興についてでは、3 点目に「文化財調査・研究の推進」について述べています。「開発行為等には、事前協議による調整を図りながら、適切に埋蔵文化財の保護に努める」としています。発掘調査などが理由で若い世代が町外へ移住するという課題の解決が必要だと考えます。発掘調査を短期間で終えるために、「地中探査機（レーザースキャナ）」を活用するなど、短縮策の探求が必要と考えます。教育委員会の考えを伺います。

もう一点は、5 章の 4 点目、文化財を生かした地域振興に関わってです。

史跡調査や復元整備や保存で地域振興に取り組むとしています。世界遺産の構成、地域の中尊寺でもイノシシ被害が広がっています。振興策の上でも、一般的な鳥獣被害対策とは違った対応が求められていると思います。考えを伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

町長施政方針演述と新年度予算案についてのご質問がありました。

初めに、移住・定住の推進について、住宅建設における発掘調査や建設費がかさむなどの理由で町外に移住することが懸念されているとのご質問についてであります。発掘調査につきましては、文化財保護法に基づき周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行う場合には、事前に発掘届を町教育委員会経由で岩手県教育委員会に提出し、その後当該地周辺での調査結果等を踏まえ、発掘調査、工事立会い、慎重工事などの取扱い方法が岩手県教育委員会から通知され対応しているところであります。住宅建設においても手続きでご苦勞をおかけしておりますが、多くの遺跡等を有する町として埋蔵文化財の保護は重要でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、発掘調査を行う場合には、年間計画に組み入れるため、建設業者や施主の方にできるだけ早い時期に協議していただけるよう周知しておりますし、近年では、急な協議に対しましても施主の方の建設計画に合わせるよう年間計画を調整し対応しておりますので、発掘調査による工期の遅れという事例はないものと認識しております。

発掘調査の期間につきましても、遺構実測支援システムの導入や現場状況に応じた部分的な測量業務委託を行いながら引き続き調査期間の短縮に努めてまいります。

また、建設費がかさむという指摘がありました。建設物を新築する場合、形態意匠等に制限を設けておりますので、景観に配慮するため過大な費用がかかる場合があることを承知しており、規制の緩和を求める声があることも承知しております。景観計画につきましては、こうした町民の声や策定から15年が経過することから、景観計画を見直す必要が生じていると認識しておりますので、令和6年度から現行計画の検証や有識者や住民等による評価を実施し、課題を把握した上で対応等を検討したいと考えております。

次に、保健医療の充実について、脳ドックへの支援の考えはないかのご質問についてですが、健康ひらけずみ21第3次において、令和6年度は「がん」と「循環器病」を掲げ重点的に取り組むこととしており、岩手県における脳卒中死亡率は、長期的には減少傾向にあるものの全国下位の状況が続いており、重要な健康課題となっております。

当町におきましても、県の健康いわて21プラン第3次に掲げる施策に合わせて特定健康診査、人間ドックなどの健康診査による早期発見、早期治療を促すよう、受診率向上や検診結果の事後指導に取り組んでいるところであります。

脳ドックは脳卒中発症前の異常を捉え、生活習慣改善や薬物療法、早期の手術につなげることを目的としており、町が実施している人間ドックのオプション検査として受診を希望される方に脳MRI、MRA検査を受けていただいているところであります。

したがって、まずは特定健康診査の受診促進や健診事後指導等において食事、運動、喫煙、飲酒など生活習慣改善のための取り組みが重要であることから、現段階では、脳ドックへの費用助成については考えておりません。

次に、安心・安全のまちづくりについて、災害時の外国人への情報伝達や支援に関するご質問についてですが、現在、町内には40人を超える外国人の方が居住をしておりますが、町の地域防災計画においては要支援者に位置づけ、外国人に対する安全確保対策として災害時における多言語窓口の設置や、迅速に避難することができるよう多言語による避難経路の表示、避難所における外国人支援情報コーディネーターの設置など、外国人に配慮した環境の整備を行うこととしております。

災害発生時や避難時には、日本語が分からない外国人でもシートを指させばコミュニケーションが取れるように無料公開されている日本語と外国語で構成された会話シート「被災地支援外国語対応ツール」を活用することなども、外国人観光客を含む緊急時の対応策として重要であると考えております。

また、日頃からの生活相談や防災面を含む様々な問題についての的確にアドバイスが得られるよう、国際理解関係団体等と連携した相談体制を構築するなど、有事に備えた外国人の支援体制を備え、防災対策に取り組んでまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えします。

教育行政方針演述について2つの質問がありました。

初めに、文化財調査・研究の推進について、「発掘調査を短期間で終えるための地中探査機の活用など、短縮策が必要ではないか」とのご質問にお答えします。

地中探査機については、達谷西光寺の蝦蟇が池の護岸石の追跡調査で活用した実績があり、その際にレーダーに強く反応があったところを発掘調査した結果、碎石を敷いた暗渠溝であったということがありました。このように地中探査機では、石や溝など硬さの違いに応じて反応するものの、それが遺構であるのかまでは見分けることができないものであります。地中探査機は、広い平坦な遺跡であれば大きな石や溝などの遺構に反応するため、礎石や大きな遺物を見つける手がかかりとして有効であります。住宅地などの狭い範囲での調査では、費用対効果を含めて適した方法ではないと考えております。

しかしながら、このまま従前どおりの調査を継続して行えばよいというのではなく、発掘調査支援システムの導入や、測量に時間を要するものについては部分的に測量業務委託の実施など、現場の状況と費用対効果を勘案しながら発掘調査を進め、調査期間の短縮に努めてまいりたいと考えております。

次に、文化財を生かした地域振興に関わって、「中尊寺など世界遺産の構成地域では、一般的な鳥獣被害対策とは違った対応が求められるのではないかと」とのご質問にお答えします。

中尊寺のイノシシ被害につきましては、大池跡周辺で土が掘り返されている場所があり、その周辺にはイノシシの足跡と見られる痕跡も残っていることを確認しております。

また、他の地域の世界遺産でも、構成資産内の石積みがイノシシにより崩される被害が発生しており、景観保全と被害防止策の両面から検討し、その対策には苦慮しているとのこと。

近年、町内でもイノシシの生息域が急速に拡大し、それに伴い被害も広がりを見せております。

イノシシ対策には、まず、寄せつけない環境整備、次に、侵入防止柵などの設置、そして、捕獲と駆除の3つの取り組みを連携して行うことが効果的であるとされております。

当町といたしましては、これらの対策を継続して実施するように周知するとともに、世界遺産の構成資産内であることから、周辺の景観保全とともに住民や来訪者の安全性にも配慮した対策を所有者や関係機関と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それでは、順次2回目の質問を進めていきたいと思いますが、まず、移住定住問題。

発掘の問題で言えば、教育委員会との関係もありますので、その辺は適宜ということにお願いしたいと思いますし、なるべく重ならないような質問にしていきたいと思います。

まずは、移住・定住というふうに言っておきながら、そういう方針を持ちながら一方で町外へ出て行ってしまうというようなこれは重大な問題だと思います。

そこで、まず、町外へ移住の状態というのは掌握できているのか。実際そういうことがあるのかということ。そして、それがいわゆる発掘などに係るというか、平泉町独自の課題といたしますか条件といたしますか、そういうことになるのだと思うのですけれども、それなりが要因として町外へ出ていくということはあるのか、その辺の認識について伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

転出要因のご質問かと思うのですが、こういった形で町外に転出されるのかというのは個々の理由がありますから、その内容までは窓口のほうでは把握するものではございませんが、話がずれるかもしれませんが、転出傾向で多いのは、やはり先ほどご質問が他の議員さんからもありましたが、就労の関係などで特に若い女性の方々がここ10年ぐらいの統計を私ども調べさせていただきましたが、そういう方々が多いです。

家族全体で転出というのは何かの理由があると思いますが、個々の転出につきましては、特に就労、いわゆる雇用の問題なども含めてそういった傾向が強いのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

個々に転出の理由を聞くということではないと、その住民の登録の関係では、だと思います。ただ、私も8年間議員やって当初から景観条例もあるのでしょうけれども、いろんな発掘の関係では建てられないとか、いろいろずっと聞いてきました。そして、昨年11月、議会と住民とのワークショップの中で随分出たということでしたから事実としてあるのでしょう。前沢とか一関に移住して建てたという話も聞きましたので、いずれにせよ、やっぱりそういう認識があるというところが大事なのだと思います。今の答弁ではよく分からなかったです。

答弁にあった文化財保護法、そして、こういった文化財を保護するというのは私も当然のことだというふうに思います。

ただ、やっぱり住む人がいなくなるとは困るわけで、元も子もない。そこで一つは、工期の遅れはないというようなことです。工事の期間というふうに言いますと限定されるということもあるかと思って、工期という質問自体が正しくなかったのかなと後で反省したわけですが、それでは、その発掘に関わって住宅を建てるとような場合、それなりにかかるようになっていきます。そういう申請、あるいは届け出、実際これ建て始める前の段階もあるわけですね。その辺はどのぐらいかかるものなのかということを知りたいと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

発掘の届け出から調査までどれぐらいかかるか、そして、調査期間ということですが、それは場所や面積にもよって国の許可あるいは県の許可ということで、場所や面積ということで許可にも日数は少し違いますけれども、県であればおおむね1か月程度で許可通知がくるということになります。

発掘調査の期間につきましても場所とか面積にもよるといえるものですが、おおむね1か月から2か月程度ということになっておりますし、一般住宅であれば約1か月かなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

開発届ですか、町協議、県協議、当該地域周辺調査とか、いろいろ工事立会とかいろいろ慎重工事とかいろいろあるようですけれども、それなりの時間がかかって1か月が長いとか2か月が長いとかそれぞれだと思います。あるいは、この間景観条例の関係でも、もしかするとこの周知の関係で町民の認識にずれもあったり、あるいは、ほかの市、町と違っていろいろこういった手順が多いということで、大変時間がかかるというような思い込みみたいなものもあるのかもしれない。しかし、やっぱりそれなりの手間がかかる、そして、それが実際原因となっているのだと思うのです。

もう1つですが、調査員の人数とかチーム、3チームぐらいと聞きましたがそれで対応できるのでしょうか。もちろん、いっぱいあればすぐにできるということはあるのですが、その辺

はどうなのでしょう。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

調査員は、今、議員ご指摘のとおり3班体制で今、行っているというところでございます。

調査の計画につきましても、近年、物価高騰等により建設を見合わせるという事例が多々ありましたので、近年につきましては3班体制で十分に回していけるというところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

答弁の中で測量委託というのがありました。民間への委託ということかと思うのですが、そういったのは実績はあるのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

測量業務、一部委託で発掘調査期間の短縮を図るということでございますけれども、測量業務の委託につきましては、例えば、今年度、観自在王院跡での石敷き等が発見されましたけれども、そういう細かな測量を手作業でする場合には時間がかかりますので、そういう面に対しては、業務委託を考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

後段のところでもまた深めたいと思います。

もう1つですけれども、やっぱり一定の時間がかかるということと、建設業者の方からは、安定した地盤を掘ると、地盤が不安定になる可能性があるわけです。そうすると、施主さんつまり家を建てたい人と、工事を請け負った人との関係なのですけれども、そうすると地盤の耐力度調査というか地盤がどのぐらい耐えられるかと、建物とか。それが弱ければひずみとか、5年、10年先に出てくるという問題があるわけですね。

それで、調査をしなければならぬという問題、事例があると聞きました。それで、結局そういった耐力度調査のデータなり担保というのがなければ、5年後に傾いたとかなれば工事業者の責任になってしまうということなのだと思います。とすると、これの負担もあるというのですよね。

それで、今、一番簡単な方法というのはスウェーデン式サウンディング試験というのがあって、一般住宅の場合10万円とかという話もあれば、15万円から25万円、その耐力度調査のためにかかるというのですけれども、こういったことも負担になるという話があるわけです。

こういった点でも、やっぱりその負担軽減なり何かの支援策が必要なのかなと思うのですけれ

ども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

ただいまの地盤調査に対する補助ということによかったかと思いますが、地盤調査につきましては、建築基準法の施行令で義務づけられているということもありますので、これにつきましては施主の方の負担になるものというふうに考えております。発掘調査を行ったから地盤が弱くなるのではないかとのございますけれども、埋め戻しの際につきましては、施工業者と協議いたしまして、住宅建設に影響が生じない埋め戻しの材料、岩ずりだとかそういう砕石などの材料の方法を確認いたしまして、施工業者と合意をした上で実施しているというものでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いわゆる景観条例との関係で見直しというか検討の時期というような答弁だったと思います。

形態などのヒサシとかいろいろ、その辺について、今日の本題ではないのですが、今後何か、住民の声を聞くとか、今後の方向で課題なのかなというところがあるところがありましたら、現時点で言えるところがありましたらお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

建設物を新築する場合、形態意匠等に制限をかけております。そのことから形態意匠について協議を受ける際、いろいろご意見をいただいているところでございます。ただ、それにつきましても、見直しの中で景観計画を策定してから一度も調査、評価したときはございません。その中でいろいろこの部分も含めて調査、そしてまた、評価していくべきものだろうと考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれこの景観についてはいろいろこれから検討ということでもありますけれども、いずれ移住してしまったのでは、本当にこれは大変なことだと思うし、せっかく平泉に住みたいと言う人がいるわけですから、繰り返しますけれども、保存は大事保護は大事だということですが、やはり短期に家を建てたいという施主さんの希望に沿うようなところに取り組んでいただきたいというふうに思います。

移りますけれども、保健医療の充実の関係です。

「がん」と「循環器」に定めるとしているわけですが、健康ひらけ21で、脳血管疾患が多くなっていると思います。直近のこの脳疾患なりの血管疾患なりの数というのは分かるの

でしょうか。分かれば伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

脳血管疾患によります死亡の状況についてでありますけれども、令和元年から令和3年の状況を集計したところ、脳血管疾患で亡くなられている方は、令和元年から令和3年の統計で40人となっております。内訳を見ますと、くも膜下出血が5名、脳内出血が15名、脳梗塞が20名というような状況になっております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

この脳卒中というのは、ほかの心疾患の循環器系と比べて、脳出血とか脳卒中など脳のほうに疾患が表れた場合というのは違うと思うのです。単に血管詰まったとか心臓のほうとはまた。結局寝たきりとかというのが高いと思うのです。寝たきりになる率が高いと思うのですが、そういう点ではこの違いというのはどういうふうに認識されているのでしょうか。一般的な心臓の狭窄症とかと脳に障害が生じた場合の違いといたしますか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

循環器病につきましては、当町におきましては、脳血管疾患、心疾患をくくりといたしまして、令和6年度重点的に取り組むということにしております。

脳血管疾患につきましては、発症いたしますとやはりその方の生活の日常生活動作、歩いたりとか排泄をしたり、それから、食事をしたりというようなところでの日常生活動作が制限されてしまうというところでは、心疾患ですとかに比べますと生活のQOLといいますか生活の質が少し低下する可能性もあります。

また、要介護状態になる要因といたしますか原因の一つにも数えられておりますので、そういうところではほかの循環器疾患とは違うのではないのかなというところは感じております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

さっき、ひらいずみ21は平成18年から平成22年なのですが、2021年の厚労省のデータによると、日本では脳卒中は死因の第4位ということではあるのですけれども、今、答弁あったように寝たきりになるというリスクが多いわけです。それから、介護。命を取り留めたとしても介護という今度は家族、本人が何よりも自由に動けなくなったりするというものだという事なのです。この脳疾患、脳血管疾患というのは、

それから、介護費用というのは、どのぐらい頑張れるかということもあるのでしょうかけれども

300万円というふうに言われているようです。それが全体のそういった障害を持った方の4割がそのぐらいかかると。

それから、医療費です。脳梗塞だと入院費用が170万円くらいで3割負担で52万円くらい。脳出血だと240～250万円くらいです。負担が73万円ということでやっぱり医療費もかかる。

これは、個人の負担も高額医療もあったとしてもあるのですけれども、国保にせよ協会にせよ組合にせよ、やっぱりそこも医療費がかかるという問題になってくるということだと思います。

そうすると、質問の主題は脳ドック必要ではないか、そういうの支援はどうかということでありまして、やはりそうなるとう早期発見、早期治療というのが大事だということだと思うのです。

ちなみに脳ドックの費用はどのぐらいかかるのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

保健センターで把握しております脳ドックにつきましては、人間ドックのオプション検査ということで追加して脳のMRI、MRA検査を実施しております。

その金額につきましては、人間ドックにオプションとしてつけた際には3万9,600円の費用がかかるということでありまして、それから、こちらは岩手県JA厚生連さんのほうでも自分で脳ドックの専門ドックというものも行ってございまして、そちらの料金につきましては5万1,700円というようなところでございまして、幅はありますけれども、そのぐらいの金額になろうかというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

市内の民間のクリニックで3万5,200円というようなことだとか、いろいろ医療機関によって違ったり、一関の市立の藤沢病院だともっと簡単なものがあるという、詳細は専門的なことは分かりませんが、これは荒川区のですけれども、脳ドックの受診費用の一部を助成しますということで、上限2万円、半額ということでありまして。

そのくらいで、やっぱりこれは一定程度早期発見して寝たきりになったりとかということが防ぐことができる、そういう可能性があるというわけです。

だから、この半額2万円が荒川区の例ですけれども、予算的に高いかどうかというのはそれはいろいろ判断があると思います。ただ、医療費とか、何よりもそうした病気に罹患した方々の先の将来とかいうことを考えれば、脳ドックへの支援というのはこれから非常に大事ではないかと、今の全国的なあるいは県内の病気というか脳血管疾患にかかっている現状からしてもそう思うわけです。

実は、市町村合併前に東山町で唯一やっていたところがあったのです。私の先輩が取り上げてできたわけで、残念ながら合併でなくなったのです、一関市は。そういう点でやはり早期発見、

治療とさっきも言いましたけれども、医療費を減らしてきた長野県の実績からしても非常に大事だと思っております。ですので、今後、健康ひらいずみ21でも2番目に入っているわけですから、そして、循環器の中にはかぎ括弧で入っているわけです、脳血管も。ですので、ぜひともここは返答をいただきたいということです。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

脳ドックへの費用助成につきましては、県内でも行われている市町村があるというところは把握しております。数は少ないところではありますけれども。

確かに脳ドックは大事だというふうに思っております。脳血管疾患を予防するためにも。

ただ、その検査を行いまして、その後の保健指導や生活改善のための指導なども考えていく必要もあるかというふうに思っております。また、疾患等見つかった際にどのように専門医療機関のほうにつないでいくかとか、ご本人さんの受診などにつきましても支援をしていく必要があるのかなというところでもあります。

確かに、旧東山町さんのほうでは脳ドックへの支援についても実施していたというところは、私も知っております。ただ、やはり医療へのつなぎとか治療への説明とかそういう受診した際の管理体制について、まだまだ課題があるのではないかということで、平泉町でも脳ドックについて、一度は検討したところもありましたけれどもそういう課題がありましたので、その支援までは至っていない状況であります。

また、脳血管疾患の発症につきましては、やはり高血圧や脂質異常症というような生活習慣病が起因していると思われますので、そういうところへの支援や保健指導が大事ではないかというふうに考えております。また、平泉町では高血圧で受診されている方の割合が高いということで、今年度も開始しておりますけれども、血圧管理に力を入れていきたいと考えておりまして、その中でも家庭血圧が大事だという町内のお医者さんからのご意見などもありまして、希望される方に血圧計を貸し出す事業を開始しております。3月号広報にも掲載をさせていただいたところではありますけれども、血圧計をお持ちでない方で、血圧を測定し日々の家庭血圧を確認していただくということでそういう事業に取り組んでおります。

また、通いの場などで血圧測定が大事であるというところを具体的な数値などもお伝えしながら、血圧管理をしていただきたいというところに力を入れていきたいなと現段階では考えております。

脳ドックへの支援につきましては、今後研究をしながら、課題等ほかの市町村の状況等研究してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 0時04分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

午前中に引き続き、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それでは、引き続きお願いいたします。

まず、安心・安全のまちづくりについてでありますけれども、外国人の方が40人を超えるという答弁がありました。実際、今、何か国の方が町内にいらっしゃるのですか。分かりますか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

町内に在留資格を持っている外国人の方は、10か国で42名となっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

新しい防災計画が3月1日からですか、パブリックコメント、今、始まったのかなと思いますけれども、前の計画にも外国人の方の対応が載って、防災教育とか、答弁の中にもありましたけれども、避難の計画あるいは情報伝達案内掲示板など項目ありました。

東日本大震災、そして今回の1月の能登のがあって、災害はいつ起きるか分からないということだと思うのですよ。今、新しい計画も含めて、それはそれで当然のことだと思うのですけれども、やっぱりいつ起きるか分からないときに、すぐ今、何か起きた場合は対応しなくちゃいけないということになると思うのです。そういう点で、計画は計画、答弁は答弁であったとしても、そういった今、状態になっているのかということなのですがいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

計画の中でも、外国人は要支援というか、要配慮しなければならない方々でございますから、そういった意味で現状では、そういう外国人の方が常に起きるであろう災害リスクをちゃんと理解しているかということに関しては、こちらでは十分ではないというふうに思っております。

したがって、今回の計画を契機に、再度、地域コミュニティ、要配慮者への関係もごございますので、自主防災組織等の協力を得ながら、あるいはその方がお勤めになっている事業所等の協力を得ながら十分に、事前に日本国内で地震が多いとか、場合によっては、停電とか断水も起きるといったような基本的なことも含めて、自らの住んでいる場所、通勤するルートにどうい

った危険が潜んでいるか、そして、避難所はどこであるかといったようなことをちゃんと事前の備えとして身につけていただくような取り組みをこれから進めてまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

さっき10か国という話がありましたし、職場でのいろんな協力ということもありました。能登でも、対応というのは大変だということは、それは言葉から始まって、生活習慣もあるでしょうし、孤立する被災外国人、失業も多言語での支援不十分というふうなことも能登の地震を受けてありました。働く場を失ったとか、実習生に転職はできるのかとか、これからどうすればいいのかというようなことも出ていました。

町内でも多分、技能実習生ということになるのでしょうか。全国的には、いろんな課題も指摘されています。実際、実情、労働者として日本で頑張っているわけで、仮に災害が起きたりすれば、遠くから来て、本当に不安になったり、そういうこともあると思うのです。ですので、しっかりと支える体制をこの計画、待ちではなくて、繰り返しますけれども、災害はいつ来るか分からない、あしたに来るかもしれません、今日かも。そういう点での対応はしっかりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

町長答弁にもございましたけれども、災害時外国人支援情報コーディネーターの要請というのが、今、国のほうで進められておまして、これは1泊2日、2日間での研修が必要ということですが、これらについても国からの財政的な支援もございますので、そういった意味からも災害ボランティアの人材確保とか、育成確保というような点からも、こういった方も含めて地域の防災力を高める取り組みも必要でございますし、さらには町長答弁にございましたけれども、例えば県の国際交流協会、町の国際交流協会とか、あるいは観光地でありますから、通訳案内士というのがいるわけですが、そういった方にも、通訳で有事の際に協力いただけるような関係を構築するなどして、そういったことも工夫しながら対策を練っていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

実習生の方でしょうか、ある意味、急激にというのかな、外国人の方が増えてきている状況というのがあるかと思しますので、そこはしっかりと対応を求めたいというふうに思います。

それでは、文化財調査・研究のほうに移りたいと思います。

遺構であるか見分けができないと、今のスキャナーの性能なり、そこにも関わるかと思うので

すが、それでこのレーザースキャナーなりで、考古学というか、遺跡調査で県内なり、近いところでの活用例というか、どのぐらいあるものでしょうか。分かりましたらお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

地中探査機の使用例ということでございますけれども、県内では、私の確認しているところでは、近隣で奥州市の白鳥館遺跡で活用しているというところでは確認してございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

元は、フランスのルーブル美術館の地下の調査で使ったと私知りまして、かなりのところが分かるのだなというふうに思って、この課題である遺跡の発掘調査で時間がかかるということの関係で、時間の短縮はどうやって図れるものだろうかという中で、見つけたわけです。京都の市にも問い合わせて、京都は1200年ですから、いろいろずっと開発が続いてきたということで、なかなかいろんなところに当たって、あまり有効ではないというような話もしていました。そういう点では、平泉は、一時代がそのまま地中に埋もれているという状態だとすれば、有効なのかという話を聞きました。

それで、いずれ0.06度の間隔で、機械にもよるのしょうけれども、2メートル地下、それから時間もいろんなやり方があるのですけれども、数十分から場所によって数時間というものもあるようです。そういう点で、非常に効率的で、機械によっては金属に反応するものや、非金属とか、いろんなものがあり、地質によっても5倍近く精度というか、時間がかかるというものもあるようです。

そこで、いずれこれは新しい取り組みです。東京工業大学の亀井さんという、今、名誉教授でしょうか、が語っています。答弁の中で、民間の発掘のシステムの業者委託といった答弁があったと思いますが、そういう点で大事なものは、ここでいえば町の担当も、仮に委託するという業者の中でも、それなりのこういった発掘なり、遺構、遺跡に対する知識があることによって精度が高まっていくんだという話がありました。スキャナーで調査をしている民間業者もこの地層はこういう地層なのだというようなことが事前に分かっていたら、その精度が高まるのだと同じような話をしていました。そういう点で、新しい分野だと思いますし、地上から一程度、正確に、そして短時間で分かる、そこでここはぜひ発掘が必要だ、あるいはこちらはそうではないのかなということが一程度できるのだと思うのです。ですので、引き続きそういった点での探求をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

これまで地中探査機につきましては、達谷西光寺で行ってきたというところではございましたが、

攪乱等もあったため、池の護岸のところを今、見つけられないでおりますけれども、トレンチの発掘調査を行いまして、内容を確認した上で、ある程度、池の護岸が見えた状態で再度地中探査機を活用して、効率的な発掘調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

このスキャナーなど、レーザーを使ったのは、今回、定住問題との関係で質問しましたがけれども、より遺構、遺跡、そういったものをデータ化したりとか、そういった調査というか、そちらの立場からも有効だというふうに思いますので、引き続き検討と探求をお願いしたいということで、次に移りたいと思います。

文化財を生かした地域振興に関わって、イノシシの被害ということでもありますけれども、私も何度か足を運んで、この間、雪が何度も降りましたので、ちゃんと見えないという状況もありましたが、いずれ獣道だなというのは明確に分かりましたし、中尊寺大池跡も雪があつたりして、だんだん解けてきて、これひどいなと思いましたが、あの近くの寺院関係でもそちらこちら掘られているということでした。

5区あるいは3区、戸河内辺りもでしょうか、地域挙げて、いろいろ鳥獣被害対策に取り組んできました。そういう点では、そういったことを地域や中尊寺の協力というのにも必要だと思うのですが、そういったこともある意味必要のかなと思います。そして、単に一般的な鳥獣被害対策ではなくて、文化財の地域なのだとこのところで、とりわけ大事な対応が求められると思うのです。この間の対応というのは、何か当初はワナもかけたけれども、2、3日で外したようだという話も聞きましたが、どういう対応をされたのでしょうか伺います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

中尊寺のイノシシ被害対策につきましては、中尊寺周辺にイノシシのくくりワナを設置して、捕獲に努めてきたところでございます。ただ、イノシシの頭数が増加しておりますので、捕獲にも限界があつて、被害が拡大しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

対応が進まない理由というふうに言っているかどうかなのですが、いずれ何度か役場に言ったということなのでしょう、言ったけれどもなかなか進まないということで、いろんな県との関係という話も聞いたりしましたが、対応が進まない理由というのは、何かそういった手続き上のか、何かあるのですか、伺います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

中尊寺大池周辺のイノシシ対策につきましては、いずれ周辺の景観対策や来訪者や住民の安全確保あるいは史跡の保護というところの3点を盛りながらイノシシ対策を行うということで、非常に難しい問題かなというふうに思っておりますので、これから、今後設置する会議の中でしっかりと対策等、協議、検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

大池のところに、電気柵かという、確かにそれはどうなのかと思います。今、青い色、竹か何かだったかな、細いひもをばつとあの辺に張っているということのようではございますけれども、いずれにせよ、当然、観光客の安全というのを確保しなければいけないし、繰り返しますけれども、やっぱり大事な遺構、遺跡、そういうところだということを踏まえて、庁舎内教育委員会だけではなくて、農林振興課なり連携を図りながら、早期に、相手は動物ですけれども対応をしていただきたいと思っております。

そして、景観の問題が加えてありましたけれども、あそこは何年か前の台風か何かの後、私がパトロールしていたときに、戸河内のほうに行くところの左側の大きな木が、根元から倒れて道路を塞いだというところがあって、たしかあの木だと思うのですが、今まだ残っているのです。それから、いろいろ倒木があそこにもいっぱいある。もちろん、所有者がどこかという課題もあると思うのですが、それから木道があって、木道の手すりというのも随分壊れているところもある。そういったところも含めて、やはり立派な重要な観光地、そういった遺産の地域ということで、そういったところも含めて対応が必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

史跡内に倒木の木の根があるということですので、まずは現場を確認させていただきたいというふうに思います。その後に、所有者を確認いたしまして、町有地であれば適切に対応したいというふうに思いますし、民有地であれば、所有者と対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

以上で時間もなくなりましたので、質問を終わりたいと思いますが、2期8年間、今日は32回目の一般質問をさせていただきました。今日も答弁席を見ますと、本当に8年間で変わってしまっていて、青木町長だけかなと思いましたが、今、幹部職員の皆さんも8年前は現場でいろいろ当時の課長たちを支えていた方々だと思います。8年間、本当に真摯な答弁をいただきました。本当

にありがたく32回目の質問を終えることができました。

以上で私の質問といたします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

大変申し訳ございません。先ほどの外国人の人数についての発言に誤りがございましたので、この場で訂正をさせていただきたいと思っております。

在留資格者なのですが、先ほど私、10か国といいましたが、大変申し訳ありません、9か国で42名、これ12月31日現在の人数でございます。おわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

（「以上で終わります」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

続きまして、通告8番、猪岡須夫議員、登壇、質問願います。

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

通告8番、3番、猪岡須夫であります。通告のとおり質問をいたしたいと思っております。

質問事項は、財政調整基金残高に関わる今後についてということをお願いしております。要旨については、財政調整基金残高に関わる今後について1から8まで8項目ございます。

読み上げます。

1つ、財政状況資料によると、今後、スマートインターチェンジ周辺整備事業、エピカ事業への起債や一般焼却施設建設事業への充当を予定していると述べている。町の財政状況説明資料などには、平成25年より変わらず「将来的にも財政調整基金は3～4億円は最低限確保する見込みである。」と記述している。財政見通しでは、令和10年度の財政調整基金残高が3億1,200万円と示されている。この金額は令和10年度、標準財政規模に比して何%になるか伺う。また、令和7年度以降の4年間で財政調整基金が約2億円減ると分析しているが、見解を伺う。

2つ、「財政調整基金残高は、将来も3～4億円は最低限確保する」とのことで、すぐにも割り込むのではないかと危惧するが、見解を伺う。

3つ、今後とも住民サービスの低下を招くことのないような水準を維持するには、財政調整基金を枯渇させてはならないと考えるが、危機意識なしになぜ同じ説明を行うか、見解を伺う。

4つ、この財政見通しの中、悠久の湯への一般会計からの繰入れを今後も続けるのか伺う。

5つ、今後、エピカへの指定管理料が財政を圧迫する可能性が懸念されるが、見解を伺う。

6つ、この状況の中、職員を新たに増員し、若年層の給与を初任給からの底上げをするというが、その人件費部分は地方交付税で手当てされるものとするが、伺う。

7つ、こうした中、平成24年に民間との比較により、国は高齢層職員の給与の抑制縮減のため、制度の見直しを行っている。技能職を除き、一般職の55歳を超えた昇給を停止し、その層を人事

評価AまたはBへの評価昇給のみとしている。東北の町村の3分の2が実施濃淡はあるが、例規集に記載し実行している。人件費は可変費用であるが、固定費用のうちで高齢層の給与を評価昇給とすることで、退職金と年金の抑制縮減につながるようになるかと考えるが、見解を伺う。

8つ、人口減が進み、相対的に高齢化率が上がる中で、職員数が減らない状況を町民がどう受け止めていると考えるか、見解を伺う。

以上です。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

猪岡須夫議員からのご質問にお答えをいたします。

財政調整基金残高に関わる今後についてのご質問がありました。エピカへの指定管理料のご質問については、後ほど教育長が答弁をいたします。

初めに、財政見通しとして、令和10年度標準財政規模に比べて財政調整基金が何%になるかと、令和7年度以降の分析及び見解についてのご質問にお答えをいたします。

令和6年1月議会において議決いただいた一般会計補正予算成立後の財政調整基金残高8億2,997万1,000円を基にしますと、令和6年度一般会計当初予算編成後の基金残高は5億1,777万8,000円となります。今後5年間の投資的事業や消費的経費を計上し、地方交付税などを推計しながら財政見通しを作成したところ、令和10年度末の財政調整基金につきましても、約3億1,200万円となります。令和10年度の標準財政規模は29億248万7,000円と推計しておりますので、その比率は10.7%となる見込みでございます。

また、令和7年度以降の4年間での財政調整基金につきましても、臨時財政対策債の償還が進むことによる普通交付税の減少や令和7年度から本格化する一関地区広域行政組合のごみ処理施設整備事業の負担金等の影響により、2億円程度減少するものと予想しております。

次に、財政調整基金残高が、すぐにも3億から4億円を割り込むことの危惧への見解についてお答えをいたします。

財政見通しにおきましても、財政調整基金残高は令和10年度末で3億1,200万円となる見込みでございます。今回、作成の財政見通しには、本定例会3月に上程しております一般会計補正予算の財政調整基金の繰入金の戻入れや、令和6年度に算定されます会計年度任用職員の勤務手当等に係る普通交付税の増加分、毎年生じます繰越金などを見込んでおりませんので、これらを考慮しますと、今後、大型の投資的事業が突発的に生じない場合は、将来的に3億から4億円程度、財政調整基金を確保できるものと見込んでおります。

次に、住民サービスの低下を招くことのないよう財政調整基金を枯渇させない危機意識の見解についてのご質問にお答えをいたします。

今後も、住民サービスの低下を招くことのないような水準を維持していくためには、財政調整基金の確保は重要と考えております。このため、歳出削減の観点からは、引き続き行財政改革を進めながら、さらなる事務事業の見直しを図るとともに、歳入確保の観点からは、ふるさと納税

の増収が最重要課題となっていることから、プロポーザル方式を活用し、令和6年度からはよりノウハウと実績を兼ね備えた委託業者を選定し、推進を図るなど、引き続き危機意識を持って財政運営を行い、財政調整基金の確保、財政健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に、悠久の湯への一般会計からの繰入れを今後も続けるのかとのご質問にお答えをいたします。

近年、特に令和2年度以降の歳入においては、新型コロナウイルス感染症による入館者の減少などによる入館料や食堂売上げが減少し、一方、歳出においては、施設の老朽化に伴う修繕工事や原油価格の影響による急激な燃料費、光熱水費などの高騰、また会計年度任用職員制度による人件費の増により支出額が増加してきていることから、歳入歳出の均衡を図るため、一般会計からの繰入金が増額しているところであります。

このような経営状況を改善していくために、令和5年度においては、各種キャンペーン金額の見直しやポイントカードの廃止、食堂メニュー単価の改定などを行い、現時点での見込みとして対前年度と比較し、入館料は約250万円の増、食堂売上げについても約80万円の増収を見込んでいるところであります。令和6年度においても、入館料の改定や休館日の見直しなどの検討、取り組みを進めるとともに、施設機能向上のための活用も含め、施設運営の在り方、検討も進めながら、一般会計からの繰入金の抑制に努め、施設経営の健全化に向けて取り組んでまいります。

次に、職員の増員、若年層の給与の底上げの人件費部分に対する地方交付税の手当てについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、令和6年度から「子育て支援課」を新設し、国が定める子育て支援事業を展開していくため、新たに社会福祉士1名を配置することや若年層に重点を置いた2023年人事院勧告に伴う給与改定に要する経費、また本3月会議において追加提案をさせていただく予定でございますが、令和6年度からの会計年度任用職員への勤務手当の支給に要する経費等につきまして、その所要額は普通交付税に計上するものと国から示されているところでございます。

次に、「人件費は可変費用であるが、固定費用のうちで高齢層の給与を評価昇給とすることで、退職金と年金の抑制縮減につながるようになるかと考えるが、見解を伺う。」とのご質問にお答えをいたします。

平泉町職員の退職手当につきましては、岩手県市町村総合事務組合で共同処理しており、同組合で定める市町村職員退職手当支給条例に基づいて支給しております。

負担金算定の基礎は、給料月額に総合事務組合から示された率を掛ける月額負担金と退職手当を支給する者に係る負担金の特別負担金があり、退職者の在職年数等により算定されます。月額負担金の算定基礎となる給料月額が抑制されれば、負担金も抑制されることとなります。

また、職員の年金につきましては、岩手県内の市町村職員は地方公務員共済組合法に基づき、岩手県市町村職員共済組合で年金等が管理されており、共済組合に属する市町村等は共済組合から示された率をもって負担金を支払っております。

負担金算定の基礎は、給料のほか通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当など含む給与の平均額をもって算定する標準報酬月額に、地方公務員共済組合から示された率を掛けた負担金を算出さ

れます。退職金と同様に、年金についても給料月額が抑制されれば、負担金も抑制されることとなります。高齢層の給与を評価昇給とすることに関しては、人事評価の評価結果の給与への反映を行う取り組みの中で検討を進めてまいります。

次に、「人口減が進み、相対的に高齢化率が上がる中で、職員数が減らない状況を町民がどう受け止めていると考えるか、見解を伺う。」とのご質問にお答えをいたします。

職員数につきましては、平泉町定員適正化計画に基づき、類似団体別職員数の状況等を参考としながら、適正な定員管理を行っているところであります。しかしながら、高齢化の進展や人口の減少に伴い財政状況が一層厳しさを増す中で、このたびの子育て支援課の新設のように、国の制度改正の対応をはじめ、町民の皆様からの要望等、多様な行政課題の対応や社会情勢の変化に柔軟に対応する必要もあり、町民の皆さんにはご理解をいただけるものと考えております。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

猪岡須夫議員からのご質問にお答えします。

「今後、エピカへの指定管理料が財政を圧迫する可能性が懸念されるが、見解を伺う。」とのご質問がありました。

学習交流施設エピカにつきましては、公民館、図書館機能を集約し、子育て支援機能、多目的ホールを加えた複合施設であり、指定管理者として、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に委託し、運営管理を行っていただいているところです。

指定管理料につきましては、年間約5,647万円であり、施設の維持管理費や人件費など、施設運営に必要な経費を充てておりますが、指定管理者としての光熱費や人件費など、運営コストの削減に向けた企業努力を継続的に取り組んでおります。次期更新に当たっては、指定管理料の妥当性を検討し、必要に応じて見直しを行うなど、適正な運営コストを算出し、指定管理を行ってまいります。

学習交流施設エピカが、地域住民の社会教育、生涯学習の場として、町の活力を生み、育てる“にぎわい交流拠点”として、より多くの方に活用されるよう今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

先ほど、少々言葉を忘れてしまいました。私は、このたびの能登地方の皆様苦境を思い、犠牲となった方々に哀悼の誠を捧げながら、三陸の皆様苦境とそれを乗り越えつつある努力に敬意を表するものであります。

エピカに関する質問から再質問を始めたいと思います。エピカへの指定管理料が財政を圧迫する可能性が懸念されるがについて再質問します。

まず、指定管理者としても、光熱費や人件費等、運営コストの削減に向けた企業努力を継続的に取り組んでおりますとのご答弁をいただきました。営業利益は、営利企業にあつて黒字ありきであります。もし、赤字でも経営を続けるのであれば、ほかに目に見えない数字に表れない営利があるものだろうと思います、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

確かに、議員おっしゃるとおり、営利企業につきましては、黒字を前提として運営されているのではないかと考えております。当町の学習交流施設エピカの指定管理者でございますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社におきましては、現在、給食部門であったり、学童保育の部門、あとは図書館部門などについての指定管理に事業を手がけているということで認識してございます。それで、当町の学習交流施設エピカにつきましても、指定管理としてお願いしているというような状況でございます。

それで、先ほど申したとおり、営利企業というようなところで、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社におかれましても、当町の指定管理の受諾ということは、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社における事業の実績となることから、会社にとっても、今後の事業展開へ貢献されているのかなというようなところで考えてございます。

いずれにいたしましても、当町におきましては、指定管理者制度というものは、施設の管理運営を効果的に行うための手段ではないかということで考えてございますので、引き続き指定管理者との運営状況等を定期的に確認しながら、よりよい施設の運営管理に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

決算書や予算書に、学習交流施設使用料というのがあるのですけれども、使用料を払って利用できる人や企業について、使用したいと思う方々に説明がつくような手引き等は設備されているものでしょうか。

また、利用者、使用者を求めるものなのでしょうか、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

使用料の取扱い等の手引きというようなところのご質問でございます。

施設利用の取扱いにつきましては、学習交流施設の設置条例等に使用料ということで定めておりまして、また使用に際しまして、登録団体等につきまして、減免できるというようなことも規

則のほうで定めているというような状況でございます。減免理由等によって使用料が発生する、発生しないというようなところは、規則等に規定されている内容に基づいて判断しているというようなところでございます。

それから、説明する手引きというところではございますが、この使用料につきましては、ホームページ上で掲載してございますし、また問合せがあった場合には、学習交流施設なり教育委員会で、ご説明してございます。

それで、利用料の申請の手引きが窓口を設置しているというような状況ではございませんが、ホームページ上に記載している状況でございます。これまで利用料金等が分かりづらいという問合せ等は、特に当委員会に聞こえてきていませんが、もしそういう状況がございましたら必要に応じて、方法につきましては、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

やはり社会的なモラルや社会的なルールにのっとして、ある程度、明記した形で、断りの手段としても使えるので、設備したほうがいいのではないかと思います。

では、続いて、再質問をいたします。

人口ビジョンより1年早く6,800人台に突入しています。令和2年から出生数が30人を割り込んでいます。私の住む長島の人口も2,000人を割り込んだと、そう記されております。私は、30年前にほかから帰ってまいりましたが、そのときは3,000人と申し送りを受けました。1,000人減りました。ですから、平泉町全体の人口が6,800人台になったというのは、人ごとではないのです。地域がすかすかになっていく。私も独居老人になりました。高齢者の割合が増え、子育てにも一層の経費をかけると町は言うております。悠久の湯やエピカから、これ以上のキャッシュ・フローが得られないと、得られる環境でもない。この環境の中で、福祉に充てる財源を今まで以上に国や県に求めることができるのか。このたびの災害に資金投入され、当然、こちらには金は回ってこない。

財政調整基金の残高が減る基調は、誰が見ても明らかです。それを大丈夫と。では給食費の無償化や子育て世代への支援や買物支援や見守り支援や移動支援に回す予算はどこにありますか。高額医療費に充当する資金の残高がなくなったらどうするのですか。だから、早く節約を始めてほしいのです。私は、これを言うためにここにいる。節約をなぜできないのかと聞き続ける、そういうことです。

エピカは、遅くまで明かりがとまり、利用者や通行人にとって安心の明かりです。催事にも評判がいい、「町の活力を生み、育てる“にぎわい交流拠点”」、より多くの皆さんの利用ができる環境をつくっていただきたいが、例えば長島の幼児や児童にとって利用へのハードルは高いし、また、特にも移動手段を持たない年配者の利用ハードルも高く、例えば水曜の催事へ参加手段がない。これはエピカだけではなく、町の催事についてもそうです。参加手段がないとする方々が

いらっしゃいます。帰りは、横連携があるから何とかなる、けれどもエピカや町の催事に来るの  
に来る手段がない。コミュニティバスの便数が増え、水曜日でも利用できるようにならないか、全  
国的な公共交通の衰退、2024問題、国や県が公共交通の維持に新たに補助金を出すとしている。  
こういうことに使えないのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今、お話しいただいたことにつきましては、いずれ住民が望んでいる事業に対して、どうこれ  
からサービスを維持向上させていくかというような、総括するとそういうことかと思えますけれ  
ども、まず扶助費については、これは優先されるべきものですから必要な、必ずそれは執行しな  
ければならない経費だと思えますけれども、いろいろなサービス、今、平泉長島地区の話が出ま  
したけれども、それらにつきましては、それぞれの事業の運営の中での課題事項として、既に検  
討されているものというふうに認識してございます。そこに対しての課題対応する実際の事業実  
施については、これから検討される、あるいはもう既に検討しているものというふうに理解はし  
ております。

必要なのは、ご質問の趣旨にございました財政調整基金のお話でございます。こちらにつつま  
しては、今般、昨年の豪雨災害につきましても、町独自で災害復旧の補助金を用意したり、そう  
いった形で、いざというときに必要な貯金となります、町民から見れば。それを一定の水準で維  
持していくということは、それは議員ご指摘のとおりでございます。

したがって、財政見通しの中では、答弁がございましたけれども、まずそれをどれくらい  
維持していくかという方針につきましては、財政計画を中期的な計画の中で、3年ごとに毎年見  
直していくというようなところで、調整を図ることが必要になってくるのですが、もう少し答弁  
の内容をかみ砕いて申し上げますと、おおよそ年度末にいろいろ事業実施が終わりますと、執行  
残が出るわけです。それで、財政調整基金で今まで投入していたものを戻入れした中で、最終的  
にその10億ぐらいを目標に、今まで財政運営の一つの目標として定めてきております。昨日、町  
長が今議会の中で補正予算ということで提案しておりますけれども、補正予算後の残高見通しが、  
今のところ10億7,400万円ぐらいというふうに予定しております。しかしながら、既に新年度予  
算を編成するに当たって3億1,200万円余り取崩しを行っています。そうしますと、7億6,100万  
円余りの見通しとなっています。このように、細かく、それぞれ状況を把握しながら投入すべき  
事業には投入します。

ご指摘のとおり、事務事業の見直し、経費の見直しについては無理、むら、無駄をなくすとい  
う取り組みは行財政改革を進める中でも行っております。したがって、先ほど財政調整基金  
の状況をご説明しましたけれども、その適正な保有額というのが、標準財政規模に対する10%か  
ら15%というふうに見ています。20%ぐらいまでというようなお話もございましたけれども、そう  
なりますと、先ほど29億円というような見通しを示しておりますけれども、30億円で見ると3億  
から4億5,000万円ぐらいの財政調整基金は常に保有しておかないと緊急時に対応できないとい

うような、そういう危機意識というのは常にあります。それで、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の関係で、生活者の支援あるいは事業者の支援というようなことで、いろいろ国の交付金を活用しながらも、市町村の持ち出しというものが積み重なっていく中で、財政調整基金も少しずつ目減りしてきている状況であるということに非常に危機感を感じております。

したがって、先ほどのお話のございました必要な事業に投資できるように、その辺は厳しく行財政運営を行うに当たり、しっかりといろんな事業を調整していく必要があるというふうに考えておりますし、そういった形で、行財政改革の取り組みを職員一丸となって、そういう危機意識を持った中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

大型の投資的事業が突発的に生じない場合は、将来的にも3から4億円確保できると答弁にあった。一般焼却施設建設事業が生で2億円で済むのでしょうか、補助金を除き。人件費の上昇や物価の高騰というのはまだ終わっていないですよ、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

このごみ処理施設の関係につきましては、現在、一関市、組合のほうといろいろ協議、調整を行って、現在、把握できている情報として財政計画を立てているわけですが、今、ご指摘のとおり、物価高騰、資材の調達に高騰している中、あるいは人件費も全体に上げていく賃上げがという傾向にある中で、ご指摘のとおり、ごみ処理施設に係る総事業費が増大化することについても懸念はございます。

こちらの財源といたしましては、起債、借金をしてそれを返済していくと、今年度にとということになるかと思いますが、それ以外の財源、いわゆる単独費、財政調整基金を取崩しながら起債ではないものというようなこともございます。ですので、この辺は、できるだけ正確に見積もることができるように、一関市や一関地区広域行政組合といろいろ情報を共有しながら、こちらでも主張すべきとか、協議すべきところは協議しながら、町民にとって最善の選択をして、ごみ処理施設は老朽化ということで新しくするわけですから、町民に還元になる施設でございますので、その辺は、状況をきめ細やかに町民の皆様にも説明する中で、その財政的な部分も含めて説明し、ご理解をいただきながら、この事業については取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

借金をする、財政調整基金も取り崩す、長いスパンで借金が発生する、エピカもそう、駐車場もそう、一般焼却施設もそう、それで人口減と。令和22年には5,400人でしたか。でも、今、子

供さんたちは年に30人も生まれません、今日の新聞にも1人いらした、23人、22人。そういう状態の中で、先に行って背負わされる借金の重さというのは、町民にとってどうなのというのが私の疑問です。子育て世帯の親御さんたちの町に対する満足度は上がっていくのでしょうか。子育て支援、それだけじゃないですね、年配の方たちの安全・安心のまち、地域、そのための大切な貯金が、例えば悠久の湯へ失消されている。エピカは、町の文化を守る、でもキャッシュ・フローは生まれません。その中で、最重要課題として、ふるさと納税の増収、もっといい業者を見つけて推進を図ると。これ、当分、能登地方への寄附納税行動がかなり発生しますよね。こうしたことを検討なさっているのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

来年度に向けて、ふるさと納税の事業者の選定を行ったというのは、2月中でございます。今回のそれらの経費につきましても、新年度予算に盛り込んでおりますので、これからご審議いただくわけでございますけれども、事業者の考え方といたしましても、現在の平泉町の取り組みについては、いろいろ改善すべき点が提案がございました。その辺、こちらとしましても、ふるさと納税が増額されるということも一つの目的ではございますけれども、やはり人口減のお話もございましたが、関係人口といいますか、平泉町に納税することをきっかけに、平泉町に何度も足を運んでいただくとか、繰り返し納税をして平泉を応援してもらう、そういったこと。あるいは地域の特産品、農業6次産業化についてもいろいろ取り組んでいるわけですが、日本農業遺産になって、お米とかもブランディング化して広く、実際、農家の方の収益につながるような、そういったことも併せて、ふるさと納税は、よく三方よしといいますけれども、事業者にとっても、納税者にとっても、寄附される方にとっても、生産者、事業者、平泉町が最終的にお互い潤えばいいというような、そういうことで取り組んでおりますので、一つの貴重な財源というふうな位置づけで、財政運営にとっても力を入れていくべきだということで、今回、そういう取り組みをいたしました。

また、その件に関しましては、実際、契約をしてから進め方等につきまして、逐次、議会の議員の皆様にもご報告というか、状況についてはお知らせしたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

移住人口やふるさと納税なんていうのは、多分、奪い合いなのです。推定、推測、予測、これは、多分、利かない。そういう中で、非常に不確かなもので求めている、それが最重要課題だと。どうも納得いかないのですけれども。

例えば、悠久の湯へ2年続けて3,900万円。これ一回言いましたけれども、営業時間、平常日を短くして、普通に毎日1日置きにと利用なさっている方たちに迷惑がかかりますか。土曜日、日曜日、祝日、これはいいのですよ、これまでの営業。月、金が4時から8時までとか、そうい

うふうな検討をなさってくださいよ。3,900万円を何ぼ減らすのやという話をしてくださいよ、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

悠久の湯平泉温泉の運営につきましては、町長の答弁の中にもございましたが、様々な取り組みをしている中で今後、今、議員がおっしゃったとおり、働き方改革だけではないのですが、やはり直営でやっているということについては、どうしても人件費が全体の割合の35%、36%になっています。これは制度上、そのような金額になってしまうのはやむを得ない。

ただ、これがやむを得ないでは済まないで、どうやったら人件費を抑えられるか。今の状況の営業では、やはり人件費、雇用する時間については制限できませんので、現在、内部で協議しているのは、今は月2回しか休館日を持っていませんので、例えば火曜日が隔週ごとの休みなで休館日を増やすとか、もしくは施設の内部を一部、例えば小さくできないかとか、そういった部分で人件費の抑制をしていかなければ、どうしても繰入金を減らすことができないという認識は十分持っておりますので、そのような改革をこれから十分検討しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

会計年度任用職員さんの頂くサラリーを減らすということですね、分かりました。

ところで、旧衣川村の2つの日帰り温泉が利用終了になるそうです。見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

奥州市での直営でやられている温泉が、特にも黒滝温泉につきましては、今月末で閉鎖するというのは存じ上げております。その原因につきましても、やはり運営コストが非常に高いというようなことが原因になっているかと思えます。

その見解としては、そこを利用されている方々にとっては非常に残念だったろうなと私は思います。ですので、やはりこういった施設につきましては、採算ベースで考えることは重要なことかと思えますが、地域での福祉というふうな概念を考えていった場合には、地域で運営してもいいというような黒滝温泉の動きもあることから、やはりそういった部分については、現時点では欠かせない施設ではないのかなというふうに思っております。逆に、地域交流として、地域の方々に、奥州市の方にも一関の方にも、こちらのほうの温泉を利用していただきたいというふうに認識しております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

平泉町公共施設等総合管理計画の41ページと42ページに、「健康福祉交流館については機能維持のための修繕を実施します。今後、設備の老朽化のため、更新費用が多額になることが予想されます。民間資本などの活用を含め、将来的な運営方針を検討する必要があります。施設を長寿命化し、利用者の安全を確保しつつ、維持管理コストを勘案し、今後の方針について検討を行います。最適化の検討を優先的に進め、利用者の安全に努めます。」と、こういうふうに述べています。いかがお思いになりますか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今、お話にありました公共施設等総合管理計画につきましては、今、パブリックコメントを行っております。まだ確定したものではございませんが、おっしゃられたとおり、長寿命化、できるだけ長く耐用年数を延ばすというふうな方策、あるいは先ほどエピカのお話もございましたけれどもいろいろ指定管理を行う、民営化の推進を検討するといったようなことも行財政改革の中では進めております。今回は総合計画をつくりましたので、温泉の管理計画につきましては、個別計画ということで次年度以降に、個別計画の中でいろいろ検討していくということになる予定でございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

時間がなくなってきました。人事評価についてに移ります。

少々長くなりますけれども引用します。

令和3年に「令和5年の定年引上げ、これに伴う諸制度の施行も見据え、速やかに必要な措置を講じ、議会や住民に説明責任を果たされたい」、そして令和3年11月24日、総行給第69号、「人事評価については、その実施が義務づけられており、任命権者は人事評価を任用、給与、分限、そのほかの人事管理の基礎として活用するもので、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないとされている。」ということ踏まえ、「市町村をはじめ人事評価の結果を勤勉手当や昇給などに反映できない団体にあつては、地方公務員法及び地方独立法人の一部を改正する法律の運用について、総行公第67号、総行経第41号に留意の上、速やかに必要な措置を講じること。特に、勤勉手当の支給や昇給などについて、人事評価の結果を反映させずに一律に行うなどは法の趣旨に反する運用がある場合には速やかに是正を図ること。」「技能労務職員の給与については、民間の同一または類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度、運用とすること。」「会計年度任用職員についても正當に評価すること。」

この国発出文書を理解し、議会と町民に説明しましたか。これは技術情報ではなく、文書の核心情報ですよ、私は伺っておりません。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

職員の定員管理も含めまして、給与の状況につきましては、町民の皆様定期的に報告してございます。予算の状況、決算の状況と併せ、職員の給与状況については、広報、ホームページ等でお知らせはしてございます。そういう項目の中で、給与実態調査に関しての統計情報につきましても、併せて、広報は紙面が限られておりますので、ホームページのほうで定期的に公表はしてございます。これを十分、町民の皆様理解されているかというようなことの主張でございます。なかなか、こちらでは公表しておりますというような事実でしか申し上げられませんが、公表、情報公開をして、説明責任を果たして、町民の皆様から理解を得ながら行政運営を行うという基本原則に立って、これまで運用しているところでございます。

それで、先ほどお話のありました人事評価制度に関しましては、答弁にございましたけれども、県の市町村課からのいろいろな指導が毎年あるわけです。いろいろな県下の市町村のそういう給与、人事管理に関する取り組み状況の指導がある中で、そういう人事評価制度の給与反映というのは、これから今、取り組み、検討をしております。今後、労使協議合意を得ながら、初めは管理職の勤勉手当に反映できるように今検討を行っているところでございます。

いずれ、これまでの評価なしにやっていたのではないかというお話に関しましては、以前に答弁申し上げましたが、現在はいわゆる勤務評定と申しますか、対象とする特別昇給の方に関しまして、個別に内部協議を行い、昇格、昇給等を決定しているということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

言いたくなかったのですよ、時間ないから言います。予算書で、管理職手当がほかと比較して大きく上昇している者がいらっしゃいます。どうすれば、このような昇給になるのか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

どこの部分を指してお話があるか、管理職手当ですか。

3 番（猪岡須夫君）

そうです。

総務課長（岩淵嘉之君）

ご指摘いただいてもよろしいでしょうか。

3 番（猪岡須夫君）

ちょっと待って、3人いらっしゃるよね、3人。1万7,000円、管理職手当がアップしている。1万7,000円ですよ……

議長（高橋拓生君）

猪岡議員、予算審議でやられてはどうか。

3 番（猪岡須夫君）

技能労務職の57歳を超え、2号棒昇給というのがあるのです、平泉町は。国は、定期昇給4号棒オーケーといっているのですよ。ここら辺は、労使の協議の場で何年前ですか、こういうことをやったのは。理解し合いましたか。不利益、不訴求という言葉がありますけれども、利益は訴求できるのですよ、利益訴求はできるのです。これ、理解の違いが平泉町にはあるよと。いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今のお話は、50代後半の年齢層の昇給抑制に係るご質問かと思えますけれども、行政職、一般職につきましては、55歳から通常4号の昇給が2号に抑制している。これが労務職ですと、57歳から2号に抑制されるということで、不利益ではないというふうに認識しておりますし、先ほどの労使合意というお話で申し上げますと、これが国が示した平成24年度の人事院勧告に関わる分だとすれば、その労使合意を得た上で給与条例を改定案を議決いただいているというふうに認識してございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫君議員。

3 番（猪岡須夫君）

先ほど、町長の答弁にもありましたけれども、勤勉手当を勤務手当とおっしゃっていた。今、課長さんが「55歳以上の」と言ったけれども、55歳を超えて、57歳を超えてというふうに変えていませんか。いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

55歳を超えてという、おっしゃるとおりですけれども、まずその当該年度といいますか、そういうことでの答弁でございましたので、誤りということのご指摘でございますので、そこは「55歳を超えて」というふうに訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫君議員。

3 番（猪岡須夫君）

57歳を超えては、技能職、技能労務職の皆さんは、57歳を超えてと書いてあるような気がするけれども。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

その分の誤りのご指摘は、今、申し上げましたとおりでございます。大変申し訳ございません。

問題は、不利益ではないかということに関しましては、少なくとも一般職と労務職では、2歳ほど先になってから昇格抑制というかがあるということで、ご理解いただければ。これは、年齢の相異につきましては、国家公務員の制度に準拠しているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

超えてという言葉は、ちゃんと明記されていますよ。

退職金や年金も給料月額が抑制されれば、町の月額負担金も抑制されると答弁にあったのです。そういうことなのですよ。その積み上げなのです。そういうことを理解できないまま、55歳以上の2号棒、2,000円、3,000円だ、年に。そういうことを言っていちゃ、町民の理解は得られません。

以上です。終わります。

議長（高橋拓生君）

これで猪岡須夫議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 2時17分

休憩 午後 2時29分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告9番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

通告9番、阿部圭二です。

通告に従って質問させていただきます。

質問事項は3点あります。1点目、中小業者の支援について、2点目、自衛官募集による名簿提供について、3点目、学校の空調設置（冷房）についてであります。

要旨といたしまして、1番の中小業者支援についてであります。

一関市では、物価高騰に苦しんでいる事業者に対して、一関市中小企業者等事業継続支援交付金（第2弾）を実施しています。平泉町でも同様の支援をすべきではないか考えを伺います。

2点目、自衛官募集による名簿提供について。

自衛官募集に対して、自衛隊法施行令に基づき、平泉町では名簿提供をされている。本人が知らないうちに提供される名簿は、人権の問題だと考えるが、提供をやめることは可能か。また、

提供する際は、本人や家族に、提供することを告げ、除外申請もできる旨、周知すべきでないか。

3点目、学校の空調設備、冷房についてであります。

今年の夏も猛暑が予想されております。小学校、中学校の体育館に空調設備（冷房）を設けるべきではないか、考えを伺います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、中小事業者への支援についてのご質問がありました。物価高騰が続く中での町内中小事業者に対する支援交付金などのご支援については、これまで平泉商工会等の関係機関と連携しながら、コロナ禍に入った令和2年度以降、様々な支援を行ってまいりました。

今年度につきましては、長引く燃油を含む物価高騰の負担緩和として、4月から9月までの期間を申請期間として、エネルギー価格高騰対策負担緩和支援金を支給いたしました。この支援金は、岩手県において実施されました「中小企業者等事業継続緊急支援金」の支給要件でありました売上げ減少の要件などを緩和することで、対象事業者をさらに拡大し、最大10万円の支給を行っております。

また、議員のご質問にございました一関市で行われた「一関市中小企業者等事業継続支援交付金（第2弾）」と同時期において、当町では「キャッシュレス決済活用事業補助金」を実施し、アフターコロナに向けた事業継続を支援するため、キャッシュレス決済を活用した売上げ向上及び販売機会の増加を目的とした需要喚起事業を実施しております。

こちらの補助金を活用した実施事業者の具体的な内容につきましては、キャッシュレス決済を活用した購入について、20%をポイントとして還元する事業でございますが、2月17日から26日までの10日間の実施で、3,000名以上の方がこのキャンペーンに参加されました。

このような様々な支援事業を行っている中ではございますが、先行きが不透明な社会情勢でもありますことから、事業者の皆様にしつかりと寄り添いながら、来年度以降も平泉商工会をはじめとする関係各所と引き続きしっかりと連携し、細やかな情報収集や必要な支援内容を検討していくなど、引き続き対応してまいりたいと考えております。

次に、自衛官募集による名簿提供についてのご質問がありました。

自衛官募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項において、市町村の法定受託事務として定められており、自衛隊法施行令第120条では「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は市町村長に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されております。

また、令和3年2月5日付の防衛省と総務省の連名通知において、自衛官または自衛官候補生の募集に関して必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとされております。

また、個人情報の保護に関する法律第69条第1項においても、法令に基づく場合には個人情報の提供を制限しているものではないことから、防衛大臣への必要な範囲の報告、または資料の提出という方法で名簿を提供できるものと認識しております。

なお、当町では、自衛隊への個人情報提供を望まない対象者の方への配慮として、現在、除外申請受付を実施しており、その周知については、町ホームページや広報で行っており、申し出のあった方については、提供名簿から除外することとしております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えします。

学校の空調設備についてのご質問がありました。

町内の小中学校の体育館につきましては、いずれも冷房設備が未設置であり、夏季における体育館内が高温になることから、体育の授業や部活動を行うことは、児童生徒の熱中症リスクを高め、学習環境にも悪影響を与えるものと考えられます。

また、本町の学校体育館は、地域住民にとっても災害時の避難所としての役割を果たす重要な施設であり、冷房設備の整備は教育環境のみならず、地域防災の観点からも必要と考えられます。

なお、平泉中学校体育館につきましては、昭和52年9月の建築で、46年が経過しており、断熱性能が現在の基準と比べて低く、仮に冷房設備を設置したとしても、冷房効果が十分に得られない可能性があります。

小中学校体育館の冷房設備の設置につきましては、体育館の老朽化状況や大規模改修等の優先順位などを勘案しながら検討してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、順番に再質問をさせていただきます。

まず最初に、中小業者の支援についてでありますけれども、平泉町でもかなりの支援を行ってきたということは重々理解しておるのとありますけれども、何せ隣町ではさらに県並みの支援をしております。

そして、今、中小業者がどういう状態かということを示す部分として、一関民商で会員動向調査、経営動向調査を行っております。その部分を説明しながらやっていきたいと思いますが、民商会員は大体350人ほどで、うち10名ぐらいが平泉町の方であります。

これは、1月20日時点で88社からの回答が得られました。中間集計ということでまとまっておりますけれども、前年の同月を上回ったとしたのは34%であります。そして、前回から14ポイントの増加を示したものでありますけれども、それでも収益が減っているというのは43%、変わら

ないが23%となり、景況の悪化、停滞傾向は依然として続いているということでもあります。

しかし、ここでコロナ禍が深刻化して3年がたちますけれども、物価高騰があり、1年の期間を経て、中小業者は売上げと利益の減少が継続してきたことです。これにより、多くの業者は運転資金の恒常的な不足に苦しめられております。金融機関からの借入れ、コロナ特例融資でありますけれども、返済時期が到来しつつ、そして政府がコロナ物価高騰支援の一切を打ち切ったことで、業者における資金繰りは危機的な状況になっております。生活の資金すらもない状況になっているということをご理解いただきたいなと思います。

そこで、昨年、一関市の中小業者は県の支援金も含めて、法人10万円、個人5万円を3度もらっております。隣町のことであります。昨年10月からはインボイスも始まって、業者はとても苦労しております。支援金のことを検討されてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

12月会議にも同様の質問がありまして、一部答弁等が重複するかもしれませんが、ご了承いただきたいというふうに思います。

今の一関民商の調査というようなところで、お示しがあつたところがございます。町内でも新型コロナウイルス感染症や原材料費の高騰、物価高騰の影響によりまして、小規模事業者の収益性が低下しているというのは十分承知をしているところでございます。

また、収益が低下して、負担のほうが増加しているというようなところで、利益のほうは当然下がるというところは、議員のご承知のとおりでございます。

先ほど、町長のほうからも答弁いたしました。当町でもこれまで様々な支援をしてきたところでございます。今年度につきましては、岩手県の事業継続緊急支援金の受給要件をさらに緩和して、町からはエネルギー価格高騰対策緩和支援金を7月から実施をしてきたところでございます。それで、年内に100社以上、100事業者以上、10万円、5万円の支援金を支給しております。

近隣の自治体の例も紹介いただいたところでありますが、開始時期が近隣では10月から実施をしておりまして、2月いっぱいまでの申請期間というようなところで、今現在、多分恐らく支払のほうはしているかと思われ。そういった実施時期の違いで、今、一関では実施しているので、そういったご質問かと思ひますし、また年明けから、先ほど町長、答弁いたしました。12月補正で議決をいただいたキャッシュレス決済活用事業というようなところで、消費喚起を目的に、2月中に開催をしたところでございます。

いずれ、今後もコロナの交付金がまだ枠があるというような情報もありますので、そこは担当課であるまちづくり推進課と情報共有しながら、新たな支援策を、まず今何が当町の中小事業者が課題なのか、どういった支援がいいのかというようなところをきっちりと把握しながら対応策を検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに十分理解しておるのですけれども、何せ隣町で行っていることだと、どうしても目が行ってしまうという部分はあると思います。

商工会のほうでお聞きしたのですけれども、やはり町と同じように、金を与えるだけのものではなくて、いろんな考えたものやっていたらいいみたいなことは言っていたのですが、何せ、もう危機的状況であるというのは、多分この数字を見ても分かるのではないかなと思うのです。生活に窮する部分が入ってくるのではないかなと思うぐらい大変な状況であると思います。

さっきの動向調査の続きがあるのですけれども、物価高騰に影響を受けていると回答したのは全体の9割、原価が10%以上上昇した階層は86%にもなると。これを見ただけでとんでもないというのが大体分かると思うのです。

だから、その半分、大体階層の、全く上乗せできていない階層というのが48%ですから、大体半分ぐらい。それほど大変な状況であるというのを考えていただいて、これから政府の部分もまたあるかもしれませんが、町としても何がしかの支援を商工会と共に考えていただきたいと思います。

それで、次の質問に移っていきいたいと思います。

では、2番の自衛官募集による名簿提供についてであります。

まず、自衛隊への提供というのは、どのような名簿を提供しているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

自衛隊についてはどのような情報を提供しているかというご質問についてなのですが、防衛大臣や自衛隊の岩手地方協力本部の依頼に基づきまして、日本国籍を有し、当該年度中に18歳に到達する方の4情報として、氏名、住所、生年月日、性別の情報を提供しているものでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、4情報ということですが、名簿を提供しているようになったのはいつからなのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

資料の提供につきましては、住民基本台帳法上、問題なしというふうなことが総務省等から通知がし、これは閣議決定されたというふうなことからそのような通知があり、令和3年度以降につきまして、当町では公用請求に処理して、紙媒体として自衛隊側のほうに提供しているものでございます。

なお、それ以前につきましては、住民基本台帳法上に基づいて、住民基本台帳の一部の写しの閲覧申請に基づいて対応していただいたところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

閲覧については当たり前のことだと思いますので、それについて何か述べることはありません。ただ、名簿の提供という部分は、令和3年からだということではありますが、憲法13条では「全ての国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と規定しております。国民の私生活上の自由が保護されるべきもので、「何人も承諾なく個人に関する情報を第三者に取得ないし公表されない自由を有するもの」と判断してきたことを最高裁でも言っております。1969年12月14日、法廷判決であります。そういうふうになっておりますけれども、提供を止めることは可能なのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

先ほどの町長の答弁の中でも申し上げたとおりでございますが、議員からお話をいただいている部分につきましては、やはり今、憲法の話もされておりますが、一つの憲法の判断、それから憲法解釈に対する考え方の一つではないかなと考えております。

そうしたところに対して、国の所管省庁が、これは特段問題がないと言っておりますので、これは国の正式な見解であるというふうに私は考えております。

私たちは、自治体事務として、何を判断として持っていくかということになれば、それは問題がないというようなところが一つの判断の物差しになるのではないかなと考えております。そうした通知の上を頂いた上で、現在事務を行っているということなので、そのように判断して事務を進めているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

先ほど町長から言われましたけれども、では、自衛隊の施行令120条は「必要な報告又は資料の提出を求めることができる」としておりますけれども、4情報のように本当に個人の情報ではないですか。独自の保護を必要とする個人情報の提供を「報告又は資料の提出」に含むものとするのは、とても無理な理解があるのではないかと思います。

そして、個人情報保護法69条第1項は、「法令に基づく場合を除き、有個人情報を提供してはならない」とする条文であります。これを個人情報の提供を認める条文と読むことも無理がある

のではないかと私は思うのです。

これを、最高裁は氏名や住所などの個人識別情報についても、「本人が自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない」と考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである」とし、「プライバシー情報として法的保護の対象となる」と判断してきました。これは最高裁はこのように言っています。2003年3月12日の判決であります。とても無理があるのではないかとということを改めて私は言いたいのではありますが、そこで、確かに提供をしておるのですけれども、先ほど除外申請のことを言っていましたけれども、除外申請は今まで件数としてはあったのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、除外申請につきまして若干お話をさせていただきますが、国の法令上に基づいて、除外申請をしなければいけないという規定はないです。これは、あくまでも自治体が名簿提供者の名簿を提供する際の配慮として、国内の他の市町村でもそのような実施をしているというようなことを参考にしながら、取り組みを令和4年度に開始したところであります。

加えれば、県内で名簿を提出しているのは、多分33市町村全ての市町村がこの法令、国の通知に基づいて提供しているところであります。

ただ、除外申請については、きちっと調べたわけではないのですが、当時調べたときには、県内でたしか1つの市町村と、それ以外に当町が今実施しているというふうなことで、そういった部分で、個人情報も含めてそのような配慮をさせていただいているところでございます。

現在、来年度以降の18歳に到達する方々への名簿への除外申請の手続きは、この3月の広報でも周知しておりますし、ホームページでも既に掲載しております、3月25日まで除外申請できるというふうなことで行っておりますが、現時点では、除外申請を申し込む、申請した方はいらっしゃいません。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

今までないというのは、確かに期間としては短いのでありますけれども、これは周知の仕方が多分悪いのではないかなと私は思うのであります。周知も、考えたほうがいいかなと思うのですが、「私は、自衛隊に入りたい」という方もあるでしょうから、そういう部分も含めて、もっと早めに除外申請の話というのは、多分中学校あたりから言ってもいいのではないかなと思うのです。私は要らないけれども、私はもらいますみたいな方もあるでしょうから、そういう部分も含めて、早めにそういうものも家族としては、あるのだということを理解するべきだと思います。

そして、閲覧についてでありますけれども、市町村長に請求する場合には、提供は認められてはおりませんが、一覽を除くという自治体は全国で534自治体、4割であります。そして、

提供しているというのは6割の1,618自治体であり、実質的には4割のところ、それをやっていないところもあるということも含めていただいて、確かに増えてはいるのですが、そういうことも勘案していただきたいと考えます。周知については検討していただきたいと思います。

そして、次の質問に移っていききたいと思います。

学校の空調設備、冷房についてでありますけれども、昨年の夏は平均気温が1898年の統計以来、最高を記録するなど、学校体育館の空調設備が改めて緊急課題となっております。頻発する豪雨災害や能登半島地震など、学校体育館は災害時の指定避難場所としても活用されることから、空調設置が急がれると思います。

ましてや、体育行事で倒れたりということもあります。自治体が設置する場合、国からの財政支援には文科省の学校施設環境改善交付金、または総務省の緊急防災・減災事業債があります。このどちらかを利用し、空調設備、冷房を設置してはどうか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

国の交付金、補助金を活用して学校体育館等に空調施設を整備してはいかがかというようなご質問かと思えます。

冷房施設といいますか、体育館への空調施設につきましては、その体育館の規模によって、費用的には差があるかと思えますが、いろいろ調べてみますと、数千万単位の費用がかかってくるのかなというようなところがございます。

先ほどの教育長の答弁にもございましたが、教育環境であったり、地域防災の観点から、体育館への空調設備の必要性につきましては、教育委員会としても十分認識しているというような状況でございます。

それで、国の交付金の補助率がまず3分の1というようなことで、特にも平中の体育館は建築してからかなりの年数がたっているということで、実際に設置した場合に冷房効果が得られるかというような状況もございます。そのような観点から検証し、改修等の優先順位等もございまして、様々な観点から検討しながら、今後、いろいろ調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

暑さが昨年は30度以上が1か月ありましたので、これを考えると、体育館での授業等も考えなきゃいけないと思います。

答弁でも、必要性は感じているというような話がありますけれども、この国の支援金、交付金について、文科省でも交付に際し断熱要件はあるが、断熱率などの基準は特に設けていないということで、軽微な断熱でも財政措置を利用して空調設備をつけることが可能であると。ましてや

25年度までのものなので、緊急防災・減災事業債の場合も25年度までと言っておりました。これは、そういう断熱要件はありません。この部分も含めて、ぜひ町のほうで検討していただくということがいいのではないかと思います。

これをもって終わりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

これで、阿部圭二議員の質問を終わります。

引き続き、通告10番、佐藤孝悟議員、登壇、質問願います。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

佐藤孝悟でございます。

私からは、次の2点について質問をしたいと思います。

1点目は、国立博物館誘致の現状と今後の動向についてであります。2つ目は、現状から見た最観条例の在り方についてです。

まず、国立博物館誘致と今後の動向についてであります。

今、中尊寺金色堂が建立900年ということで、東京の国立博物館において特別展が行われており、平泉からも多くの方々が訪れていると思います。

国立博物館に展示されることは、我々平泉に住む者としても大変誇りに思うわけであります。国立博物館では常に特別展を開催し、国宝や国宝級の展示が行われ、多くの来観客を集客しており、国立博物館ならではの展示物を披露しており、一級品の宝物を拝観することができます。

東京に住む方々は、交通費もかけずに常に見ることが可能であり、羨ましく思うのは私だけではないと思います。

子供たちが国宝の美術工芸品を見ることは何にも代え難いものです。多くの感動を覚え、大きな教養としていつまでも残るのですし、その道に進む者もいると思います。平泉でも長く国立博物館の誘致運動をしており、いつのことやらと長い目で見ていたところでした。

平泉町議会においては、平成6年9月に国立博物館誘致特別委員会を設置し、平成12年6月には国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員会となり、平成23年6月に、国立博物館に先駆けて平泉の文化遺産が世界遺産として登録されたところであります。

その後、国立博物館誘致特別委員会は廃止となっております。常にいろんな国宝を拝見できる状況があればと願うところでございます。

それでは、質問をしたいと思います。

国立博物館誘致に関して、町の要望における国の現在の回答は、決して期待できるものではありませんが、これからの誘致運動をどのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

2つ目は、平成7年の一般質問の中に、今後の国立博物館の方向性について、1つは土地の提供が前提、2つ目は、博物館の建設費用も地方と折半、3つ目は、展示物の購入費は全額地方の負担、4つ目は、年間の人件費等を含めた運営費については地方と折半とあります。これは、九州国立博物館の建設が前提になっておるものと思いますが、この考え方は変わらないのかお伺い

いたしたいと思います。

3つ目は、穂積町長の時代に、国立博物館誘致に関しては、その前提となる県立考古学研究所の方向が決まったので、それを土台にして国立博物館誘致につなげたいとありました。国立博物館設置には、その前提として今も県立考古学研究所が必要なのかお伺いしたいと思います。

4つ目は、以前、多賀城市が東北大震災後に東北博物館を国立博物館にできないか要望に行くと聞いておりますが、分かりましたら、そのいきさつと内容についてお伺いしたいと思います。

大きい2つ目は、現状から見た景観条例の在り方についてであります。

平泉の景観条例は、平泉の文化遺産が暫定リストに登載されたのを受け、平成17年1月に平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例が施行されました。

また、同年10月、県から指定を受けて、東北で最初の景観法に準拠した景観行政団体の選定を受けております。そして、平成20年3月、景観法に基づく景観計画を作成したところであります。

それでは、質問します。

昨今の景観条例の在り方ではありますが、若い方々が家を建てる際、景観条例が厳しく、そのため町外に家を建てるのが往々にしてあると聞いております。町の認識と対応策を伺います。

(2) 景観条例は、観光資源の価値が向上することだけでなく、住みよい地域をつくることでもあるわけです。住みよさの具体的な指標として位置づけることが大切なのですが、それがかえって足かせとなるようでは、住みよいまちとは言えません。もっと町民との景観に対する話し合いや啓蒙が必要だと思っておりますが、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

佐藤孝悟議員からのご質問にお答えをいたします。

国立博物館誘致の現状と今後の動向についてのご質問がありました。

初めに、国立博物館の今後の誘致活動をどのようにしていくのかのご質問についてですが、国立博物館誘致の取り組みについては、平成3年度から継続して県を通じて国に要望しているほか、文化庁や岩手県選出の国会議員を通じて要望をしているところであります。

国立博物館はこれまで東京、京都、奈良、九州にそれぞれ設置されており、最近では令和2年にアイヌ文化の復興・創造のため、北海道に国立アイヌ民族博物館が開館されております。また、現在、沖縄県では、日本初の自然史での博物館の誘致活動が展開されています。

国立博物館は、地域の歴史文化に関する文化財の調査研究、資料収集、保存、展示公開等を行う施設であり、地域文化の発展や地域の誇りを醸成するために重要な施設と認識しておりますが、国立博物館の誘致に当たっては、国の財政事情や立地、資料収集・調査研究の対象などの多岐にわたる要件を満たす必要があり、今後、国の動向を注視しつつ、要望活動を継続してまいりたいと考えております。

次に、国立博物館建設の前提条件についてのご質問についてですが、前提条件につきましては、

国において、国立博物館建設に向けた動きがないことから、現在、条件等は提示されておられません。今後、整備に向けた動きがあった際には、速やかに文化庁と協議を行い、前提条件を確認してまいりたいと考えております。

次に、前提条件として県立考古学研究所が必要なかのご質問についてですが、このことに関しましても、ただいまのご質問と同じく、整備に向けた動きがあった際には、平泉文化研究の推進に向けた県立考古学研究所の設置について協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、多賀城市の東北博物館を国立博物館にできないか要望したいきさつと内容についてのご質問についてであります。多賀城市に確認しましたところ、平成23年に多賀城市復興計画で、東日本大震災復興のシンボルとして県立東北歴史博物館を国立博物館化へ向けた取り組みが示されて、東日本大震災の被害や教訓を世界に発信する拠点施設を目指したとのこととあります。

その後、国立の地震津波ミュージアム構想に変更し進めましたが、平成26年に北海道へのアイヌ民族博物館の建設決定により、多賀城市では多賀城南門の復元整備に方針転換を図られ、現在に至っております。このため、現在、多賀城市において国立博物館誘致に向けた活動は行われていないと認識しております。

続いて、現状から見た景観条例の在り方についてのご質問がありました。

初めに、景観条例の在り方の認識と対応策のご質問についてですが、「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」を平成17年1月に施行し、平成21年4月には景観法に準拠した景観条例を全部改定し、平泉の自然と歴史が調和した文化的景観の保全と創造に努めてまいりました。

景観を変更しようとする者は、景観法に基づき、町に行為を届け出、または認定申請が必要になります。これまで、延べ1,500件ほどの届出・申請があり、審査を行ってきたところであります。事前相談等において、「町の景観条例は規制が厳しい」などの意見を受けることがあり、景観政策が住民生活を縛り、生活に不便をもたらしているという思い込みを感じる方もおられます。

このようなことから、景観の保全と住民生活のバランスを取る必要があると考えており、景観条例の全部改定から15年が経過しますので、令和6年度から条例改正に向けて準備を進めてまいります。

次に、町民との景観に対する話合い、啓蒙の必要性のご質問についてですが、議員ご指摘のとおり、景観に対する理念の共有と意識の向上に努めていく必要があると考えております。

また、普及啓発の取り組みによって関心を高めながら、景観計画の改定を進める過程の中で、地域住民に意見を聞くなど、景観まちづくりの意識を共有しながら進めてまいりたいという考えでおります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

それでは、1番目の再質問でありますけれども、文化庁から、国立博物館の誘致は、国の財政事情や地域的な在り方の検討などの問題があり困難ではないかという回答をいただいております。

九州博物館のコンセプトは、「日本文化の形成をアジア的観点から捉える博物館」であり、テーマの対象範囲は広範なものであり、他の博物館は差別化を図っていると。

東北の国立博物館は東北6県と北海道を含めた中でのものであり、北海道、東北6県の英知の結集が必要であります。

ただ、2020年7月、国立アイヌ民族博物館が開館し、そして沖縄国立自然史博物館に至っては、2013年頃からの運動をし、2032年には日本復帰60年に沖縄に国立自然史博物館の設置を目指しておるところでございます。

これから考えると、どうも財政の問題ではないと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

まず、国立アイヌ博物館につきましては、先住民族を主題といたしました日本初の国立博物館ということであります。その際の建設に向けましては、国の動きといたしましても、アイヌ文化振興法あるいはアイヌ施策推進法が制定されまして、アイヌ施策を総合的に推進するとともに、国策として少数民族の保護政策の中で、国立博物館の建設に至ったものかというふうに考えております。

また、現在、沖縄では、東アジアと東南アジア地域の自然史研究拠点ということで、日本初の自然史としての国立博物館の誘致活動を展開しているというところでございます。

平泉でのコンセプトといたしましても、東アジアを含めた北海道・東北の歴史文化を主題に置いた展示あるいは研究施設というふうになるかというふうに思います。

今後とも、平泉の文化の研究調査を進めながら、広く研究成果を発信しながら、今後とも引き続き要望活動等について行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

順番も前々からいろいろと運動はしておったわけでありましてけれども、アイヌ民族関係は特別であり、また沖縄の自然史博物館もまた特別なものであるということであろうかと思っておりますけれども、この平泉の国立博物館運動と、これらがあまりたたないで国立博物館にするという流れは、一体どこにでもあるのかということをお伺いしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

北海道のアイヌ民族博物館、あるいは沖縄の自然史博物館につきましても、それぞれ世界的な流れでの社会環境の状況、あるいは政治を取り巻く環境等あると思っておりますので、今後とも、その状況等を見極めながら要望を継続してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

国の方針ということですから、それ以上の質問はいたしません。

それでは、（２）の２番の質問に入りたいと思います。

国立博物館の前提条件は示されていないということですが、今の状況は分かりませんが、既に平成６年１１月２９日にそのことが示されております。これも大分古い話ばかりやるようで申し訳ないのですが、達谷窟議員の平成６年１２月の一般質問でそのことが述べられております。

文化庁の文化財保護部伝統文化課の課長補佐が、平泉の要望を申し上げた際、そのように言われております。大宰府では１００年も前から場所を決定し、九州一円を網羅して運動を展開していると。なかなか難しいことですが、九州博物館では１５万９、８４４平米ほど、場所の目星くらいはつけておくことが必要であると思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

現在誘致を進めております沖縄県では、まず県の計画に誘致促進が明記されているほか、日本学会議からの提言があったこと、あるいは設立準備委員会と連携して取り組んでおりますし、その誘致活動の内容につきましても、県内外での企画展やシンポジウムの開催により、機運の醸成に努めているということで、とても参考になる内容かなというふうに考えております。

平泉での誘致活動につきましても、町内だけではなく、県内、東北全体の機運醸成が必要となるというふうに思いますので、今後とも、国や社会状況の変化を見極めながら建設場所につきましても検討していきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

もう当時の課長補佐が大宰府で１００年も前から場所を決定しているということを考えますと、まだ国の動きがない、国の動きがないという話でありますけれども、やはり目星はつけておいて、そういうものは表には出せなくても、やっぱりそれを考えていかなければ、国そのものは動かない。基本的には国動いて平泉も動くという話であらうかと思っておりますけれども、国を動かすということにはなっていないのでしょうか。お伺いします。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

国立博物館の建設に向けましては、国の事業ということで、建設に向けた国の判断がとても重要というふうになるというふうに考えております。

いずれ、建設場所等も今後の社会情勢を見極めながら、検討してまいりたいというふうに思い

ます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

それでは、今の話はここで終わりたいと思いますが、3番目の県立考古学研究所が国立博物館誘致に必要なことが分かりました。整備に向けた動きがあれば、設置に向けた勢いになってまいりますということでもあります。今のガイダンス施設も、このガイダンス施設が考古学研究所に移行する前の段階になってくるのかなという思いもしておるわけです。

それは、いずれ国立博物館を研究する中で目指していくという、そういう話がありました。ガイダンス施設の位置づけ、国立博物館を建設するための位置づけというのはどういう考えであるかをお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

これまでも県要望で平泉世界遺産ガイダンスセンターの調査研究機能の充実につきましては要望してきておりまして、まずは考古学研究所設置の前進といたしまして、県立のガイダンスセンターの研究機能の強化に向けて要望を継続して取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

4番目ですが、以前、九州国立博物館に行ったときに、仙台市の方や多賀城市の方が来ましたというお話を聞きました。今回、どうも方向転換したのかなという思いもしております。多賀城市は果たして方向転換してしまったのかなという。我々と同じように、国立博物館を目指している形になればいいのですが、その点はどうですか。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

多賀城での国立博物館誘致活動につきましては、町長答弁のとおり、現在は活動していないというふうに考えております。

また、その際の活動内容につきましては、確認したのですが、要望書の提出までは至っていなかったということでございます。

また、町長答弁と同じですが、アイヌ博物館の建設決定から、その方針も転換となりまして、多賀城の南門の復元整備ということにシフトチェンジしたということでございます。そして、その多賀城の南大門につきましては、今年令和6年に多賀城創建1300年に合わせまして、多賀城南大門の復元整備が完成するというので、今年から一般公開となるということでございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

国立博物館の誘致については、大体、今の状況を話していただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、景観条例の在り方についてであります。1の再質問をお願いしたいと思います。

今まで1,500件ほどの届出、申請があり、審査を行ってきた。また、町の景観条例が規制が厳しいなどの意見があった。そこで、景観の全部改正から15年が経過したことから、令和6年から条例改正に向けて準備をしたいとあります。

町民の意見を踏まえて検討すると思いますが、今言われているのは、若い方が家を建てる時、当然事前相談があると思いますが、その中で、相談して町内に家を建てた人、町外に家を求めた人、この点に関しましては、事前の相談があるということでもありますので、少しでもその時点でチェックして、結局は離れたのか、もしくはそのとおりに家を建てたのかという、その区別ができないものかどうかお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

町外に家を建てた方の件数というのは、申し訳ありませんが把握できておりません。町内に家を建てた方になりますが、景観条例の申請、届出の件数になります。新築戸数が令和5年度10件、今までありました。そのうち、町外から来られた方が4件あります。また、令和4年度になりますが、新築件数は16件、そのうち、町外からの方が6件であります。

また、今後の把握につきましては、町外に家を求めた方については、その相談の上で、最終的に来なかったなどか、そういう確認は今後させていただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

前に聞いたことあるのですが、家を建てる時にカーポートの規制が厳しいというお話を聞いております。その点についてお聞きしたいと思います。お話しいただければと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

カーポートの規制につきましては、数年前、たしか4年前になろうかと思いますが、運用を見直し、規制の緩和を行いました。それ以降は、批判等はほとんどありません。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

厳しいと思いますが、景観条例が住む者に向けて心地よいもの、他人にも誇れるものでなければならぬと思います。そのようになり得ないとしたら、それは問題です。

しかしながら、住む者がみんなで守っていく、そういう景観条例でなければならぬと思います。住む者と、そして規制する者、これがお互いに歩み寄る場面をつくる必要があると思いますし、そうでもしないとなかなか、それこそ住んでよかったという、そういう思いが出てこないのではないだろうかと思います。

ですので、今度、令和6年度に新しい景観条例をつくる準備をするという話でありますので、十分人々の話を聞いて、できるだけいい、満足まではいかなくてもいい景観条例をつくっていただきたいと、そのように思います。

そういうことで、私からの一般質問を終わりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

これで佐藤孝悟議員の質問を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は3月14日午前10時から行います。

本日はこれで散会いたします。

ご起立ください。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 3時28分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 高 橋 伸 二

同 佐 藤 孝 悟